

極秘

昭和二十六年三月

日本郵船銀行法

3-12

銀行法

日本郵船銀行法

目次

第一章	総則（第一條―第九條）
第二章	役員及び職員（第十條―第十七條）
第三章	業務（第十八條―第二十三條）
第四章	會計（第二十四條―第二十九條）
第五章	監督（第三十條―第三十三條）
第六章	罰則（第三十四條―第三十六條）
第七章	附則（第三十七條―第三十七條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一条 日本開發銀行は、経済の再建及び産業の開發を促進するた
め、一時的の金融機關が行う金融を補充し、又は奨励することを目
的とする。

（法人格）

第二条 日本開發銀行は、公法上の法人とする。

（事務所）

第三条 日本開發銀行は、主たる事務所を東京部に置く。

2 日本開發銀行は、必要を地に從たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 日本開發銀行の資本金は、百 億円とし、政府が米國對

日援助見込資金特別會計からその金額を出資する。

2 日本開發銀行は、必要があるとき、大藏大臣の認可を受けて、

その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により日本開發銀行がその資本金を増加す
る場合においては、予算に定める金額の範囲内で、日本開發銀行
に出資することができる。且し、第五十五條第一項又は第五十六條の
規定により一會計からの出資があつたものとみなす場合におい
ては、予算に定める金額の範囲内とすることができる。

（定款）

第五條 日本開發銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならぬ。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金
- 五 役員に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 支計に關する事項

八 公告の方法

2 日本郵船銀行は、定款を變更したときは、遅滞なく、その旨を大藏大臣に届け出なければならぬ。

(登記)

第六條 日本郵船銀行は、政令で定めるところにより、登記をしな
ければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ
ば、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 日本郵船銀行でない者は、日本郵船銀行という名称又はこ
れに類する名称を用いてはならぬ。

2 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項の規定は、日

本郵船銀行には適用しない。

(解散)

第八條 日本郵船銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本郵船銀行が解散した場合において、その残余財産は、第四
條第一項及び第三項の規定による出資の割合に依り、一は会計文
字及び米穀對日援助見返資金特別会計に帰属する。

(法人に關する規定の準用)

第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の
不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十五條（理事
の代表權の制限）の規定は、日本郵船銀行に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十條 日本開發銀行に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十一條 總裁は、日本開發銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本開發銀行を代表し、總裁を補佐して日本開發銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、日本開發銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本開發銀行の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときは總裁の職務を代理し、總裁及び副

總裁が欠員のときは總裁の職務を行う。

4 監事は、日本開發銀行の業務を監査する。

(役員任命)

第十二條 總裁、副總裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する。

2 理事は、總裁が任命する。

(役員任期)

第十三條 總裁、副總裁、理事及び監事の任期は、四年とする。

2 總裁、副總裁、理事及び監事は、再任されることが出来る。

3 總裁、副總裁、理事及び監事が欠員となつたときは、選定なく補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員任期は、前任者の任期期間とする。

(代表権の制限)

第十四條 日本郵船銀行と總裁、副總裁又は理事との利害が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合に於いては、理事が日本郵船銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁、副總裁及び理事は、日本郵船銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することが出来る。

(議員の任命)

第十六條 日本郵船銀行の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の種類)

第十七條 日本郵船銀行の役員及び職員は、判法（明治四十年法律第四十五號）その他の關則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範圍)

第十八條 日本郵船銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 資金の融通。但し、金融機關からの借入金を返済するため必要な場合又は金融機關からその資金の融通を受けることが困難な場合に限る。
- 二 仕債の応募又は引受。且し、金融機關からの借入金を返済するため必要な場合又は証券業者等によるその社債の応募又は引受が困難な場合に限る。
- 三 債券の引受又は引証。但し、日本郵船銀行による債券の引受又は引証がなければ、金融機關から資金の融通を受けることが困難な場合に限る。
- 四 同各号の業務に附する業務

(融資利率等)

第十九條 前條第一号及び第三号の規定による融資金の利率は、当該利率により収入する融資金の利息が日本開発銀行の事務取扱費、業務委託費その他の諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の融資利率を勘案して定めるものとする。

2 前項の融資利率は、融資の目的、融資金の償還期限、担保等においてその種類を同じくする資金の融通に対しては、同一でなければならぬ。

(業務の期間)

第二十條 日本開発銀行は、設立の日から五年を経過した後は、新たに資金の融通、社債の応募若しくは引受又は債務の引受若しくは保証をすることができない。

(業務方法書)

第二十一條 日本開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の融通の方法、利率及び期限、元利金の回収の方法その他の業務の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならぬ。

(委託業務に従事する銀行の役員及び職員地位)

第二十二條 銀行が日本開発銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑罰その他の罰則が適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(金融機関との競争禁止)

第二十三條 日本開発銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、その業務の運営により、銀行その他の金融機関と競争してはならぬ。

第四章 会計

(事業年度)

第二十四條 日本郵船銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(千圓)

第二十五條 日本郵船銀行は、毎事業年度の事業の運営により生ずる収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならぬ。

2 前項の収入は、融資金利息、債務の引受又は保証料、その他資産の運用に係る収入及び附屬雑収入とし、同項の支出は、事業取扱費、業務委託費、附屬諸費及び資産の運用損失金とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を國の予算とともに、國會に提出しなければならぬ。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手續については、大蔵大臣が定める。

(千圓)

第二十六條 千圓未満の理由による支出予算の不足を補うため、日本郵船銀行の予算に千圓未満の繰越金を設けることができる。

(千圓の繰決)

第二十七條 予算の國會の議決に關しては、國の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十八條 内閣は、日本開發銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を經由して、直ちにその旨を日本開發銀行に通知するものとする。

2 日本開發銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

第二十九條 日本開發銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本開發銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に變更を加える必要があるときは、

予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十五條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第三十條 日本開發銀行は、必要に依りて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 第二十五條第二項から第五項まで、第二十七條及び第二十八條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いておしたものとみなす。

(予算の執行)

第三十一條 日本郵船銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十二條 日本郵船銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。

第三十三條 日本郵船銀行は、予算費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の通知による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。

(借務債表)

第三十四條 日本郵船銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごと、損益計算書

これらの半期及び毎半年ごとを作成し、当該半期又は当該事業年度を通じて二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本郵船銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公開し、且つ、各事務所へ備え置くなければならない。

(決算)

第三十五條 日本郵船銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日まで完成しななければならない。

第三十六條 日本郵船銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十四條第一項の規定により大蔵大臣に届け出した財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しななければならない。

- 2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならぬ。
- 3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれに會計検査院に送付し、その検査を経て、國の歳入歳出の決算とともに、國會に提出しなければならぬ。
- 4 第一頁に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(利益金の処分)

- 第三十七條 日本郵船銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならぬ。
- 2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならぬ。

(資金の借入の制限)

第三十八條 日本郵船銀行は、資金の借入をしてはならぬ。

(余裕金の運用)

第三十九條 日本郵船銀行は、左の方法によるの外、業務上の余裕金を運用してはならぬ。

- 一 國債の保有
- 二 大蔵省預金部への預金
- 三 日本銀行への預金

(會計検査院の検査)

第四十條 會計検査院は、必要があると認めるときは、日本郵船銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る會計を検査することができる。

第二章 監督

(監督)

第四十一條 日本郵便銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従ひ監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき
は、日本郵便銀行からの報告又は第四十三條第一項の規定による
検査の結果に基づき、日本郵便銀行に対して業務に関し監督上必要
な命令をすることが出来る。

(役員の解任)

第四十二條 内閣総理大臣は、日本郵便銀行の総裁、副総裁及び監
事各号の各号の一人が該当するに至つたときは、これを解任するこ
とが出来る。

1 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてす
る大蔵大臣の命令に違反したとき。

2 損害事件により有罪の宣告を受けたとき。

3 支那の宣告を受けたとき。

4 心身の故障により業務を執ることができないとき。

2 内閣総理大臣は、日本郵便銀行の理事が前項各号の一人が該当す
るに至つたときは、該理事の解任を命ずることが出来る。

(銀行の役員及び検査)

第四十三條 大蔵大臣は、必要があるとき、日本郵便銀
行に対して報告をさせ、又はその役員をして日本郵便銀行の業務
所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件
を検査させることが出来る。

2 前項の規定により役員が立入検査をする場合においては、その
身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならな
い。

三 第一項の規定による報告の徴取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと併してはならない。

第七章 罰則

第四十四條 日本郵船銀行の役員又は職員が、前条第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十五條 左の場合においては、その違反行為をした日本郵船銀行の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

- 一 この法律により大蔵大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をしなかつたとき。
- 二 この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。
- 三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第三十八條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十八條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六 第三十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十一條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第四十六條 第八條第一項の規定に違反して日本郵船銀行という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の罰金に処する。

第八章 総則

(組織的规定)

第四十七條 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本郵船銀行の設立に關する業務を遂行させる。

第四十八條 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならぬ。

第四十九條 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し資本金の払込の請求をしなければならぬ。

第五十條 資本金の払込が完了した日（資本金が分割して払込まれる場合に於いては、第一回の払込の完了した日）において、設立委員は、その事務を日本郵船銀行の総裁に引き継がなければならぬ。

2 総裁が前項の事務の引継を受けた日において、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、職掌の登記をしなければならぬ。

3 日本郵船銀行は、設立の登記をすることにより成立する。

第五十一條 復興金融會社は、日本郵船銀行の成立のときに解散するものとし、その清算事務は、日本郵船銀行が承継する。

2 大藏大臣は、復興金融會社の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の登記所に届託しなければならぬ。

3 登記所は、前項の届託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならぬ。

4 第一項の届出の承認に関する委員の登記及び前項の登記については、登録簿を課さない。

復興金融會社の解散時の資本金

第五十二條 復興金融會社の解散のときに行ける資本金の額は、復興金融會社法第三條旧條の規定による昭和二十五年年末に行ける資本金の額から、未払込資本金二十五億千三百万円を控除し、これを額とする。

第五十三條 日本郵船銀行第五十一條第一項の規定により復興金融會社から承継した債務のうち同條の資本金の額に相当する金額については、第三十八條の規定にかかわらず、日本郵船銀行成立の日を政府から貸し付けられたものとみなす。

2 日本郵船銀行は、昭和二十六年度（昭和二十六年四月一日）の借入金に對し大藏大臣の定める割合及び手續により利子を支払

(日本郵船銀行の昭和二十六年度における利益金の国庫納付)

第五十四条 日本郵船銀行は、昭和二十六年度に限り、第三十七条の規定にかかわらず、当該事業年度の利益金を、四十五億三千二百八十万二千円を超えない範囲内で、国庫に納付しをなければならない。

(日本郵船銀行の国取金等の納付)

第五十五条 日本郵船銀行は、当該事業年度において国取金等（日本郵船銀行が復興基金金庫から放棄した債権のうちその融通した資金に換る債権及びその債務の保証により収得した債権並びにその償還を保全するため必要を註明して政令で定めるもの）に充当した資金に係る償還で回収したものの余額及びその派生又は引き受けた止償で償還されたものの余額の合計額をいう。以下同じ。）を生

じたときは、第五十三条第一項の政府貸付金の返済に充てるため、当該国取金等に相当する金額（当該金額に一億円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）について、当該事業年度における毎四半期末に繰上り納付したものとみなし、当該国庫納付可算に相当する金額について、当該事業年度の開始による一貸付計からの出資がらつたものとみなす。

2 日本郵船銀行は、昭和二十六年度に限り、第五十三条第一項の政府貸付金の返済に充てるため、第一項の金額にかかわらず、国取金等を、七十六億一千九百六十三万三千円を超えない範囲内で、当該事業年度において国庫に納付するものとし、当該国庫納付額を超過する国取金等について第一項の規定を適用する。

(国庫納付金の計算及び納付の手続)

第五十六条 前二条の規定による国庫納付金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

第五十七條 この法律に規定するものの外、日本郵船銀行の設立、日本郵船銀行による復興金融金庫の業務の引渡並びに復興金融金庫の解散に關し、必要を尋ねば、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第八項までの規定は、日本郵船銀行の成立の日から施行する。
- 2 復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）及び復興金融金庫に對する政府出資等に關する法律（昭和二十四年法律第四十号）は、廃止する。
- 3 この法律施行後最初に任命される理事及び監事の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、選挙のうち二人及び監事のうち一人については、それぞれ総裁又は内閣総理大臣の定めるところにより、年とする。
- 4 地の法令中「銀行」という場合には、日本郵船銀行を含まないものとする。
- 5 大藏省設置法（昭和二十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第四号の二の次に次の一号を加える。
三 日本郵船銀行を監督すること。
- 6 官公署等の取締に關する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
第二條第二号中「復興金融金庫」を削り、「日本輸出銀行」の下に「日本郵船銀行」を加ふる。
- 7 國庫出納金等總數計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「復興金融金庫」を削り、「日本輸出銀行」の下に「日本郵船銀行」を加ふる。
- 8 予算執行役員等の責任に關する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「復興金融金庫」を削り、「日本輸出銀行」の下

- 9 「日本殖産銀行」を加ふる。
公団等の千歳及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第一條中「復興金融會社」を削る。
- 10 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三條第六号を次のように改める。
六 日本殖産銀行
- 11 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第四條第二号中「復興金融會社」を「日本殖産銀行」に改める。
登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「復興金融會社」を「日本殖産銀行」に、「復興金融會社」を「日本殖産銀行」に改める。
- 12 印紙税法（明治三十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ二ノ四を次のように改める。
六ノ二ノ四 日本殖産銀行の業務ニ關スル証券
- 13 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「復興金融會社」を「日本殖産銀行」に改める。
- 14 第十條から前項までの規定は、昭和二十六年度に限り適用があるものとし、昭和二十七年四月一日において、法人税法第四條第二号、登録税法第十九條第七号、地方税法第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「日本殖産銀行」を並びに登録税法第十九條第七号中「日本殖産銀行」を削り、所得税法及び印紙税
- 15

裏面白紙

法の一部をそれぞれ次のように改正する。

所得税法第三條第六号を次のように改める。

六 削除

印紙税法第五條第六号ノ二ノ四を次のように改める。

六ノ二ノ四 削除

16 「種々事業会社の米國對日援助見返貸金等の借入金金の担保に關する法律」(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

再一條第二項「復興金融會社」を「日本建設銀行」に改める。

17 「日本製法株式会社法廃止法」(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七号中「復興金融會社」を「日本建設銀行」に改める。

預金部資金並簡易生命保険及郵便年金関係資金
運用計画ニ関スル逕合國農高司令部指令

逕合國農高司令部経済科學部 002 (29 Jan 46) ESS/F1

「預金部資金並簡易生命保険及郵便年金関係資金運用計画ニ関スル件」
大藏大臣宛

- 一 貴大臣ヨリノ昭和二十年十二月二十六日附覽書(100/100)「簡易生命保険及郵便年金関係資金運用ニ関スル許可申請ノ件」及昭和二十年十二月二十八日附覽書(100/100)「預金部資金運用ニ関スル許可申請ノ件」本照セラレ度シ
- 二 貴大臣、貯金保険局カ契約者ニ付スル貸付ヲ除ク一切ノ直接貸乃至投資活動ヲ直接ニ停止シ且現在及將來ノ運用可能資金ノ總テヲ預金部へ預入スヘキコトヲ指合スヘシ
- 三 昭和二十一年三月三十一日ヲ以テ終了スル本会計年度豫定期間中ニ於テハ預金部

又ハ現金保費有。余必買金ハ本司令部ヨリノ昭和二十一年一月二十一日附帝内政府
ニ行スル貨幣の昭和二十一年一月二十一日附S.M.T.政府借入ニ関スル件ニ依
リ。本司令部ニレアルモノヲモ念メ本司令部ノ許可者及今後許可ナルヘキ中央銀行
及地方銀行ノ一切ノ起債及起債借入ヲ消化スルタメ可能ナル限り割当セラルヘシ
四 現金類ハ兩分國庫金社 管國庫ノ他如何ナル法人ニ対シテモ其融資ヲナスヘカラ
ス

現金類ニ依リ本銀行ニ行スル管付乃至將款銀行債ノ買入ハ第三項ニ述ヘタル中央
銀行及地方銀行ノ要求ヨリタル程度。本司令部アル場合ニ行ラルヘシ
五 本司令部ニ於テ昭和二十一年三月三十一日迄ノ三ヶ月間ニ野番債券及小規模高債券
（戦国債券）ヲ一四〇〇。千円ヲ限り取得スルコトヲ許可ス

經濟科學部長
陸軍少將 W.F. マークワント

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

Economic and Scientific Section

004 (29 Jan. 46) ESS/FI

AFO 500
29 January 1946

Subject: Investment Plans of the Deposit Funds Management Bureau,
and Post Office Life Insurance, and Life Annuities Bureau.

To: Ministry of Finance, Hypothec Bank Building, Tokyo.

1. Reference your memorandum LO 113, 26 Dec. 45, subject, "Request for approval of Investment Plan of Post Office Life Insurance and Post Office Life Annuities Funds from 1 January to 31 March," and LO 121, 28 Dec. 45, subject, "Request for Approval of Investment Plan of the Deposit Bureau."

2. You will direct the Post Office Life Insurance and Life Annuities Bureau to terminate immediately all direct lending or investment activities, except for loans to policy holders, and to deposit with the Deposit Funds Management Bureau all funds that are now or may later become available for investment.

3. For the remainder of the fiscal year ending 31 March 1946, the available investment funds of both the Deposit Funds Management Bureau and the Post Office Life Insurance and Life Annuities Bureau will be so allocated to the extent of the funds available, as to absorb all bond issues and short term borrowings by national and local governments that have been or may hereafter be approved by this Headquarters, including specifically those authorized by the Memorandum for the Imperial Japanese Government, this Headquarters, file AG 130 (21 Jan. 46) ESS/FI, dated 21 January 1946, subject "Government Borrowing."

4. The Deposit Funds Management Bureau will make no further investments in or advances to National policy companies, Control Associations, Eidan, or any other corporations. Advances or loans to, or the purchase of debentures of Special Banks by the Deposit Funds after meeting the requirements of national and local governments as set forth in paragraph 2 above. Such investments in or advances to Special Banks will not be made except as authorized by this Headquarters.

5. Approval is granted for the Deposit Funds Management Bureau to acquire Savings Certificates and small savings bonds (Hokoku bonds) up to ¥ 14,000,000 during the three months ending 31 March 1946.

W. F. MARQUAT,
Maj. Gen, U.S.A.
Chief, Econ. & Sc. Sec.

裏
面
白
紙

21 November 1950

THE USE OF DEPOSIT FUND FUNDS.

The resources of the Deposit Bureau come from the savings, insurance and life accumulations of millions of Japanese people, and principally from postal savings deposits, post office life insurance and welfare and unemployment payments.

Deposited or paid in relatively small amounts of money, these funds are the security and the protection of a multitude of individual savers and owners of insurance.

If there should be on certain principles in connection with the use of these funds, it should be that of providing absolute safety to the individual owners of the money.

The savings of the people of Japan accumulated in the Deposit Bureau have been protected by limiting their investment to national government and local government loans or securities. This should be applauded and not condemned. It should be noted that complaints about this policy do not come from the depositors of the funds, but from those who appear to have the use of the money.

The demand for longer term investment purposes has given rise to conditions that these funds should be used to make direct loans to industry to provide for industrial expansion and improvements or for other similar purposes.

If such loans were made from the Deposit Bureau funds, it would expose the individuals who made the deposits to all of the risks of private enterprise investments in an economy struggling to recover and rehabilitate its life and subjected to all the uncertainties of a very disturbed world situation which is particularly evident in the Far East.

The very fact that such a long term fund of savings exists, that it is composed of personal savings and that a normal use of part of such funds is investment in long term securities, encourages irresponsible demands and expectations. Certainly, industry and enterprise would like to reach directly into this large basket of money, either to finance a new project burdened with debt or to acquire the financial means through which to further some business or industrial project. But loans of securities of this kind would create a great amount of risk, no matter how carefully selected, than such a fund should have.

It is significant that the owners of these funds, (absent the normal which they had the deposits or have purchased the insurance) have selected this vehicle for their savings with the intention of obtaining safety. They could have made direct personal investments in the securities or other obligations of business and industry. The very fact of this voluntary choice of safety serves to emphasize the necessity to make it so.

On the other hand, these funds are present the most substantial single accumulation of savings in the nation. Because of that, they usually are considered particularly appropriate as a source of part of the funds for sound long term security investments.

This conflict between the potential security nature of the funds and their possible use to create an investment problem.

Recognizing the desirability of making a limited part of these Deposit Bureau funds available for sound investment, the Government has decided to make a limited amount of such funds available for such investment and to provide for the accomplishment of this purpose by creating a special authority. Details of this authority will have to be worked out and reported at an early date. The funds available for this purpose are as follows:

Under appropriate provisions of the law the Deposit Bureau will be changed to the Trust Fund Bureau of the Ministry of Finance.

The Trust Fund Bureau will issue Trust Fund Certificates bearing a fixed interest rate for the terms provided by law. These Trust Fund Certificates will be the sole investment of the supplementary certificates of funds that are concentrated in the Trust Fund Bureau.

裏面白紙

原本不明瞭

The Trust Fund Bureau will be the administrator and investor of all of the monies received and will hold all present and future investments. It will maintain on each cash reserve and short-term investments with which to meet any unusual cash payment needs of the supplementary funds, which, can be used by surrendering Trust Fund Certificates to the Trust Fund Bureau.

The Trust Fund Bureau, as the Government instrument for holding, accounting for, and investing the funds, will be guaranteed against any deficit by the National Government, under the provisions of the new law. This will serve to protect the Trust Fund Certificates issued by it and held by the supplementary funds.

Thus, the Trust Fund Bureau becomes the trustee for the money heretofore accumulated in the Deposit Bureau. It will be backed by the National Government in that its funds will remain unimpaired. As a result, the Trust Fund Bureau can be permitted to place part of its funds to safe and constructive uses in the development of the economy.

This will be done by the acquisition of a limited amount of bank debentures. The amount of bank debentures to be absorbed by the Trust Fund Bureau will be limited for each issuer and in total amount and only such amount will be made available for this purpose as the accumulated funds of the Bureau will permit and as a part of the amount needed for cash reserves, short-term investments, and investments in national or local government obligations. The absorption of bank debentures will provide a wide diversification of assets and means plus the protection of an interest assumption by the banks of the national financial risk and has the advantage of the funds being put to use through the normal channels of the private banking system.

A maximum of safety requires that the investments of the Trust Fund Bureau be carefully selected and limited by law. The investment of the funds cannot be influenced by their original source and the funds cannot be permitted to go into uses for purposes that are more political than economic, constructive and safe.

The fundamental obligation of the Trust Fund Bureau is to protect the small savers, to give them safety and security and not to provide credit to those who may be able to seek an opportunity to use part of these funds for their own business purposes and their own benefit.

The combination of a government guarantee against any deficit in the Trust Fund Bureau and the new form of Trust Fund Certificates issued by the Trust Fund Bureau to the subscriber sources of its funds should permit a wider use through bank debentures, of the monies heretofore accumulated in the Deposit Bureau with adequate safety.

原本不明瞭

裏面白紙

預金部資金の運用について

昭和五、一、二ニードンダ氏覚書

預金部の資金源は、日本国民大衆の貯蓄、保険及び厚生貯蓄、
就中、郵便貯金、簡易生命保険、厚生保険及び失業保険の拂込金から成
立っている。

比較的小額の預金や、拂込金から成立つ兵から見ても、この資金は、多数
の預金者や保険加入者の安全を保証し、これを保護するところから見て
あり。

この資金の運用について、これを規制する一つの原則があるとする
は、それ、個々の資金所有者に対して絶対的安全を計つてやるとい
う原則である。

預金部に集積された日本国民の貯蓄は、その投資を、政府及び地方自
治体の借入金又は公債に限定することによつて保護されるべきこと
とは實踐すべきことである。決して非難すべきことではない。

この政策に對する不満は、資金を預けた人の側からではなく、この金を
使いたがった側の人々の側から来るものであることに注意すべきであ
らう。

長期投資に對する要望が強いために、事業の拡張及び改善、その他に
これに準ずる目的を遂げられたら、この資金を、産業に對する直接貸付に
運用すべきであるという議論が生じている。

然し、かかる貸付は、直接貸付を指すことが預金部資金からなされた
ものである。復興復興のためにはあかいては、又、特に極東において明瞭
に示されたところから、非常に混乱した世界情勢の不安定要因がすべ
た。ゆえに、この経済界において、私企業投資に伴う、あらゆる危険に個
々の投資者は曝されることになる。

このように多額の貯蓄資金が存在するということ、又それが個人貯蓄から構成されていくということ、更に、こういう資金の一部は通常小運用方法で、長期有価証券に投資することであるということ、かかる事実が不合理な欲求や期待を誘発していきかねない。

明らかに、企業は、現在の債務を償ひかえるために、或いは、何等かの事業計画を遂行するために必要な金融をつくらねば、直接、この多額の金にありつきたいと願つていふ。然し、この種の償付或いは有価証券は、いかに注意深く選択を行つても、このように資金の性質にふさわしい、ない過度のリスクを伴ふものである。

この資金の所有者（即ち、預金者、或いは、保険加入者）が、安全を計り、という意図をもつて、貯蓄の場所として預金部を送るということ、即ち、深く考へなければならぬことである。彼等は貯蓄工業の証券及び、社

情等に直接自分で投資するにこころを以ておける。この自己意志と安全性の送人という事実が、その資金の安全を期する必要性を強調して、これを示す。

他方、この資金は、一時的に、或は、国民の貯蓄の中、或は、もど類の蓄積である。故に、この資金は、健全な長期証券投資の資金源として、特に適したものに選考されるべきである。

資金の貯蓄は、個人に安全保証的性格と、その資金を利得し得る用意を、この間、矛盾は、投資について、一時的問題を提示する。

この預金貯蓄金の貯蓄は、一類は、国債又は地方債以外の健全な目的に利用し、このことを認むべきことである。この目的を達したか、一時的な作り上げられ、総司令部は、これに同意した。

法律改正に必要な補足的な細目については、追つてこれを立案しよう。

を審議定しなければならぬ。

案の骨子は次通りである。

法律を適当に改正し、預金部を大蔵省資金運用部に改めらる。

資金運用部は、その受入れの資金に對して、一定の利率を付した運用

部証券を發行する。この運用部証券は、資金運用部に集積されるもの

は、従属部門に相當する資金の唯一の投付先とする。

資金運用部は、受け入れた資金の管理を有し、又投付先

として、現在並びに将来の上下投付を掌握する。

資金運用部は、その従属資金から常時或いは不時、如何なる現金

積立てに充てるに足る相當の現金準備並に種別別資金を維持する。こ

れ等が従属資金の運用部証券を資金運用部に提出することにより、現金

を受け取ることを得る。

資金運用部は、資金を管理し、經理し、投付する政府機関として、新

しく設けられた法律の規定に基づき、赤字はすべて政府に對して補てんされ

る。これによつて、資金運用部が發行し、従属資金が保たれる運用部証

券の保たれが確保される。

かくして、資金運用部は、いままでの預金部に集積されてきた資金の

受託者となる。政府保証に對して裏付けられることにより、その資金は

保全されることになる。また従属資金運用部は、その資金の一部を、経

済の發展に對して安全な一途の投付の用途に使用することと許される。

これは、金融の健全な發展に取寄するといふ方法により行われ、

資金運用部の運用は、金融の健全な發展に對して、銀行銀行毎に限度が設けられ、又

種別別預金の運用は、一定の金融積累のために運用し得る資金は、資金運用

部、預積資金の範囲内、現金準備、短期投付及び国債、地方債投付に

必要資金額を起るる部分に限らる。金融債の取得は、資金の用途及び
範囲を広く分散し、又通常の金融上のリスクを銀行が保障する。即ち、
中間において負担するに當り、又、資金が又所金融機関と、通常
のルートを通じて活用されること、利息を有するものがある。

最大限の安全性を確保する上は、資金運用部が投資は、法律により、
慎重に選定し限定することが必要であり、資金の投資は、その源泉の如
く、何にせよ左右されはならない。必要にして建設的であり安全な目的
で行ふ。政治的用途に資金を運用することは許さるべき。

資金運用部が基本的な使命は、少額預金者の保護、彼等に安全と保
証を与へること、又、その資金を、自己の事業目的
と別命の目的に使用すること、預金者、債権者の利益を保護すること、
資金運用部が、資金を、自己の事業目的と別命の目的に使用すること、
預金者、債権者の利益を保護すること、

資金運用部が、資金を、自己の事業目的と別命の目的に使用すること、
預金者、債権者の利益を保護すること、

昭和二十六年三月十三日

日本開發銀行法 案

3-15

日本開發銀行法

目次

第一章 總則（第一條—第九條）

第二章 役員及び職員（第十條—第十七條）

第三章 業務（第十八條—第二十一條）

第四章 會計（第二十二條—第三十八條）

第五章 監督（第三十九條—第四十一條）

第六章 罰則（第四十二條—第四十四條）

第七章 附則（第四十五條—第五十五條）

裏面白紙

第一章 総則

(目的)

第一條 日本郵船銀行は、郵便資金の供与を行うことにより、郵政の増進及び国庫の増進を促進するため、一、その金種授受が行う金種を完結し、又は奨励することを目的とする。

(法人格)

第二條 日本郵船銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本郵船銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2. 日本郵船銀行は、必要な場合に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 日本郵船銀行の資本金は、百億円とし、政府が米穀の日没動員返資金特別会計からその全額を出資する。

2. 日本郵船銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、

12月10日
26日
12/12/10
1
40-12-10

その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により日本郵船銀行がその資本金を増加する場合については、予算の範囲内で、日本郵船銀行に融資することができる。但し、第五十三條第一項又は第二項の規定により一般会計からの出資があつたものとみなす場合においては、予算で定める枠内以上を△△とすることができる。

(定款)

第五條 日本郵船銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しななければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金
- 五 役員に關する事項

裏面白紙

六 業務及びその執行に關する事項

七 会計に關する事項

八 公算の方法

二 日本郵船銀行は、定款を變更したときは、選舉なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(登記)

二 第六條 日本郵船銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

二 前項の規定により登記を必要とする場合は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

二 第七條 日本郵船銀行でない者は、日本郵船銀行という名称又はこれに續する名称を用いてはならない。

二 銀行法(昭和二年法律第二十号)第四條第二項の規定は、日

裏面白紙

本附録銀行には適用しない。

(解説)

第八條 日本郵船銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本郵船銀行が解散した場合には、その残余財産は、第四
條第一項及び第三項の規定による出資の割合に依り、一、会計及
び米穀対日援助見返資金特別会計に寄附する。

(法人に適用する規定の準用)

第九條 民法(明治二十八年法律第八十九号)第四十條(法人の
不執行時能力)、第五十條(法人の住所)及び第五十二條(遺囑
の代書人の制限)の規定は、日本郵船銀行に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十條 日本郵船銀行は、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事七人以内、監事二人以内、^{参事}理事五人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

- 第十一條 總裁は、日本郵船銀行を代表し、その業務を総理する。
- 2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本郵船銀行を代表し、總裁を補佐して日本郵船銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員るときにはその職務を行
- 3 理事は、總裁の定めるところにより、日本郵船銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本郵船銀行の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときは總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員るときには總裁の職務を行

裏面白紙

- 4 監事は、日本郵船銀行の業務を監督する。
- 5 参与理事は、日本郵船銀行の業務に関する重要事項につき総裁の諮問に依り、又は総裁に対し意見を述べることが出来る。

(役員の内命)

- 第十二条 総裁、副総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。
- 2 理事及び参与理事は、総裁が任命する。

(役員の内命)

- 第十三条 総裁、副総裁、理事及び監事の任期は、四年、参与理事の任期は二年とする。
- 2 総裁、副総裁、理事、監事及び参与理事は再任されることのできる。
- 3 総裁、副総裁、理事、監事及び参与理事が欠員となつたときは、遅滞なく補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の内命は、前任者の内命期間とする。

(代表者の制限)

日本郵船銀行と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本郵船銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁、副總裁及び理事は、日本郵船銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(~~監事~~ 職員)の任命)

第十六條 日本郵船銀行の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員)の地位)

第十七條 日本郵船銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八條 日本郵政銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、

左の業務を行う。

一 経済の再建及び産業の刷新を促進するため必要な資金で、銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを融通すること。但し、その融通した資金の償還が確実と認められる場合に限り。

二 経済の再建及び産業の刷新を促進するため必要な社債（特別の法令によつて設立された法人で会社でないもの）の発行する債権を含む。以下同じ。）で、証券業者等により応募又は引き

裏面白紙

受けられることが困難なものを応募又は引き受けること。但し、その応募又は引き受けは社債の償還が確実と認められる場合に限る。

三 債務を引き受け、又は保証すること。但し、日本郵船銀行に
よりその債務を引き受けられ、又は保証される場合でなければ、
銀行その他の金融機関から融資の再貸及び進業の増強を促進す
るため必要を資金の供給を受けることが困難な場合に限る。

四 前各号に附帯する業務

裏面白紙

(融資利率)

第十九条 前条第一号の規定による融資金の利率は、当該利率により収入する融資金の利息が日本郵船株式會社の事務取扱費、業務委託費その他の他の増収及び資本金の運用損失を償うに足るようになり、銀行の融資利率を勘案して定めるものとする。

2 前項の融資利率は、融資の目的、融資金の償還期限、担保等においてその種類を同じくする資金の融資に対しては、同一でなければならぬ。

(業務方法書)

第二十條 日本郵船銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の融通の方法、利率及び期限、元利金の回収の方法その他業務の方法並びに業務の委託の受領等を記載しなければならぬ。

裏面白紙

(金融機構との競争禁止)

第二十一條 日本郵船銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、その業務の運営により、銀行その他の金融機構と競争してはならぬ。

第四章 会計

(事業年度)

第二十二條 日本郵船銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(千圓)

第二十三條 日本郵船銀行は、毎事業年度の事業の運営により生ずる収入及び支出の千圓を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 同項の収入は、融資金利息、債務の引受又は保証料、その融資金の運用に係る収入及び附屬雑収入とし、同項の支出は、事務取

撥貸、業務委託費、政府貸付金、種子、附屬諸費及び資産の運用損失
金とする。

3 大蔵大臣は、第一頁の見定により千圓の提出を受けたときは、
これを検討して必要を調整を行い、關議の決定を凝なければなら
ない。

4 内閣は、前頁の規定による關議の決定がなつたときは、その千
圓を國空に提出しなければならぬ。

5 千圓の形式及び内容並びにその作成及び提出の委託については、
大蔵大臣が定める。

(千圓書)

第二十四條 予見し難い事由による支出千圓の不足を補うため、日
本通商銀行の千圓に千圓書を設けることができる。

(千圓の議決)

第二十五條 千圓の國會の議決に關しては、此の千圓の議決の項に
よる。

(千圓の通知)

第二十六條 内閣は、日本郵船銀行の千圓が國會の議決を遂たとき
は、大藏大臣を經由して、直ちにその旨を日本郵船銀行に通知す
るものとす。

2 日本郵船銀行は、前項の規定による通知を受けたる後でなければ、
千圓を發行することができない。

3 大藏大臣は、第一項の規定による通知がうつたときは、直ちに
その旨を會計検査院に通知しなればならぬ。

裏面白紙

（追加千圓及び千圓の修正）

第二十七條 日本郵船銀行は、千圓作或後に生じた弊けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加千圓を作或し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本郵船銀行は、前項の場合を除く外、千圓の成立後に生じた事由に基いて或る立した千圓に変更を加える必要があるときは、千圓を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十三條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加千圓及び千圓の修正について準用する。

(暫定千圓)

第二十八條 日本郵船銀行は、必受に依りて、一、毎半年度のうちの一定期間に係る暫定千圓を作成し、これを大藏大臣に提出することができる。

2 第二十五條第二項から第五項まで、第二十五條及び第二十六條の規定は、前項の規定による暫定千圓について準用する。

3 暫定千圓は、当該毎半年度の千圓が国会の議決を経たときは、失効するものとす。暫定千圓に基く支出があるときは、これを当該毎半年度の千圓に基いてなしたものとみなす。

(千圓の発行)

第二十九條 日本郵船銀行は、支出千圓については、当該千圓に定むる目的の外に使用してはならない。

裏面白紙

第三十條 日本郵船銀行は、千まで指定する通貨の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、適用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しななければならない。

第三十一條 日本郵船銀行は、千通貨を使用するとき、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しななければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しななければならない。

(財務諸表)

第三十二條 日本郵船銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び毎事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類(以下「財務諸表」という。)を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 日本郵船銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならぬ。

(決算)

第三十三條 日本郵船銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しをければならぬ。

第三十四條 日本郵船銀行は、決算完結後千圓の区分に従い、毎等
毎年度の決算報告書を作成し、第三十二條第一項の規定により大
蔵大臣に提出し、財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出し
なければならぬ。

2 大蔵大臣は、同項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出
を受けたときは、これを内閣に送付しなければならぬ。

3 内閣は、同項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受
けたときは、翌年十一月三十日までこれを会計検査院
に送付し、その検査を経て、その記入提出の決算とともに、国会
に提出しなければならぬ。

4 第一項の規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵
大臣が定める。

裏面白紙

(剰余金の処分)

第三十五條 日本郵船銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てをければならない。
2 前項の準備金は、積立の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

第三十六條 日本郵船銀行は、資金の借入をしてはならない。

(剰余金の運用)

第三十七條 日本郵船銀行は、左の方法によるの外、剰余金の余裕金を運用してはならない。

- 一 國債の承買
- 二 大藏省資金運用部への預金
- 三 日本銀行への預金

裏面白紙

(会計検査院の検査)

第三十八條 会計検査院は、必之があるときは、日本国債
銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係
る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十九條 日本国債銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところ
に従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき
は、日本国債銀行からの報告又は第四十一條第一項の規定による
検査の結果に基づき、日本国債銀行に対して業務に關し監督上必要
な命令をすることができる。

(役員の手続)

第四十條 内閣総理大臣は、日本郵政銀行の總裁、副總裁及び監事が左の各号の一に該当するに基つたときは、これを昇任することが出来る。

一 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 別項事件により官界の官界を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることが出来ないとき。

2 内閣総理大臣は、日本郵政銀行の理事又は監事各号の一に該当するに基つたときは、總裁に対し当該理事又は監事の昇任を命ずることが出来る。

（報告の徴収及び検査）

第四十一條 大蔵大臣は、必要があるときは、日本郵船銀行に対して報告をさせ、又はその役員をして日本郵船銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、簿類その他必要を物件を検査させることができる。

2 同項の規定により役員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第四十二條 日本郵船銀行の役員又は職員が、罰條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 左の場合においては、その違反行為をした日本郵船銀行の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大藏大臣に届出をしなければならぬ場合に於いて、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大藏大臣の承認を受けなければならぬ場合に於いて、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十六條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六 第三十七條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき、
七 第三十九條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき、
第四十條 第八條第一項の規定に違反して日本郵政銀行という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第七章 雑則

(経費的規定)

第四十五條 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本郵政銀行の設立に関する業務を処理させる。
第四十六條 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならぬ。
第四十七條 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し資本金の払込の請求をしなければならぬ。

- 第四十八條 資本金の払込があつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、設立委員は、その業務を日本郵船銀行の總裁に引き継がなければならぬ。
- 2 總裁が前項の事務の引継ぎを文けた日において、總裁、副總裁、理事、監事及び参与理事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。
- 3 日本郵船銀行は、設立の登記をすることにより成立する。

裏面白紙

- 第十四條 復興金融會社は、日本開發銀行の成立のときに解散するものとし、その遺留業務及び事務は、日本開發銀行が承継する。
- 1 大蔵大臣は、復興金融會社の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所への登記所に轉託しなければならぬ。
 - 2 登記所は、前項の轉託を受け取るときは、遅滞なく、その登記をしなければならぬ。
 - 3 第一項の遺留の承継に關する変更登記及び前項の登記については登録税を課さない。

裏面白紙

復興金融會社の解散時の資本金

第五十條 復興金融會社 解散の時における資本金の額は、復興金融會社法（昭和二十一年法律第三十號）第三條一項の規定による昭和二十五年廢案に於ける資本金の額から、未払込資本金額二十五萬三千三百円を控除した額とする。

第五十一條 日本郵船銀行法第三十九條第一項の規定により復興金融會社から承継した債務のうち前條の資本金の額に相当する金額については、第三十六條の規定にかかわらず、日本郵船銀行又は^{（政府）}その子から貸し付けられたものとみなす。

2 日本郵船銀行は、毎年度第三條一項の二十六年度を以て、一四年度の政府貸付金に対し大蔵大臣の定める割合及び手続により利息を支払わなければならぬ。

裏面白紙

（日本郵船銀行の昭和二十六年度における利益金の国庫納付）
第五十二条 日本郵船銀行は、昭和二十六年度に限り、第三十五条
の規定にかかわらず、当該事業年度の利益金を、四十五億三千二
百八十万二千円を超えない範囲内で、国庫に納付しをければなら
ない。

（日本郵船銀行の国収金等の納付）
第五十三条 日本郵船銀行は、毎事業年度において国収金等（日本
郵船銀行が復興金融公庫から受給した権利のうちその普通した資
金に係る債権及びその債権の委託により取得した債権並びにその
債権を保全するため必要な経費で政令で定めるものに充当した資
金に係る債権）で国収したものの金額及びその応募又は引き受けた
社債で償還されたものの金額の合計額をいう。以下同じ。）を生
じたときは、第五十一条第一項の政府貸付金の返済に充てるため、

裏面白紙

当該回収金等に相当する金額（当該金額に一億円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）について、当該事業年度における繰上期末に、国庫に納付したものとみなし、当該国庫納付金の相当する金額について、繰上期末三箇の規定による一皮会計からの出資があつたものとみなす。

2

日本郵船銀行は、昭和二十六年度に限り、第五十一条第一項の政府買付金の返済に充てられたため、第一項の規定にかかわらず、回収金を、七十六億一千八百六十三万三千円を超えない範囲内で、当該事業年度において国庫に納付するものとし、当該国庫納付額を超過する回収金等について第一項の規定を適用する。

(国庫納付金の計算及び納付の手続)

第五十條 第二條の規定による国庫納付金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

第五十條^五 この法律に規定するものの外、日本開発銀行の設立、日本開発銀行による復興金融金庫の業務の引渡並びに復興金融金庫の解散に關し、必要事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第八項までの規定は、日本開発銀行の成立の日から施行する。
- 2 復興金融金庫法及び復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律（昭和二十四年法律第百十四号）は、廃止する。
- 3 この法律施行後最初に任命される理事、監事及び参与理事の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事のうち一人については、それぞれ参事又は内閣総理大臣の定めるところにより、二年、参与理事のうち二人については総裁の定めるところにより一年とする。
- 4 他の法令中「銀行」という場合には、日本開発銀行を含まないも

- のとす。
- 5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。
四の三 日本勧業銀行を監督すること。
貸余業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「復興金融基金」を削り、「日本輸出銀行」の下に「日本勧業銀行」を加える。
 - 7 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「復興金融基金」を削り、「日本輸出銀行」の下に「日本勧業銀行」を加える。
 - 8 千圓執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十

二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「復興金融會社」を削り、「日本輸出銀行」の下に「日本貯蓄銀行」を加える。

9 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「復興金融會社」を削る。

10 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第六号を次のように改める。

六 日本貯蓄銀行

11 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「復興金融會社」を「日本貯蓄銀行」に改める。

12 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改

正する。

第十九条第七号中「復興金融會社」を「日本殖産銀行」に、「復興金融會社法」を「日本殖産銀行法」に改める。

13 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ四を次のように改める。

六ノ二ノ四 日本殖産銀行ノ乘取ニ關スル証書優待

14 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第七号第三号中「復興金融會社」を「日本殖産銀行」に改める。

15 第十條から同條までの規定は、昭和二十六年法律第二十号、第二十号から同條までの規定は、昭和二十七年四月一日において、法人税法第四條第二号、登録税法第十九条第七号、地方税法第二十四條第三号及び第七

百四十三條第三号中「日本通商銀行」を、登録法第百十九條第七号中「日本通商銀行法」を削り、所得税法及び用紙法の一部をそれれ次のように改正する。

所得税法第三條第六号を次のように改める。

六 削除

印紙法第五條第六号ノ二ノ四を次のように改める。

六ノ二ノ四 削除

16 「信託事業会社の米國対日援助見返資金の借入金の担保に関する法律」(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項「復興金融庫」を「日本通商銀行」に改める。

17 「日本製鉄株式会社法廃止法」(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七号中「復興金融庫」を「日本通商銀行」に改める。

18

「資産再評價法」(昭和二十五年法律第百十五号)の二、部を次の
ように改定する。

第五條第六号中「復興金融庫」を「日本勧業銀行」に改める。

677

裏面白紙

昭和二十六年三月十三日

日本開發銀行法 案

日本開發銀行法

目次

第一章	總則（第一條—第九條）
第二章	役員及び職員（第十條—第十七條）
第三章	業務（第十八條—第二十一條）
第四章	會計（第二十二條—第三十八條）
第五章	監督（第三十九條—第四十一條）
第六章	罰則（第四十二條—第四十四條）
第七章	雜則（第四十五條—第五十五條）
附則	

370

裏面白紙

第一章 總則

(目的)

第一條 日本開發銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機関が行う長期資金の供給を容易をらしめることにより経済の再建及び産業の開發を促進するため、一時的金融機關が行う金融を補充し、又は奨励することを目的とする。

(法人格)

第二條 日本開發銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本開發銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本開發銀行は、必要を遂に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 日本開發銀行の資本金は、政府の米國対日援助見返資金特別会計からの出資金百億円と第五十三條の規定により政府の一般

会計から出資があつたものとみなされた金額の合計額とする。

2 前項の米国対日援助見返資金特別会計からの出資金は、昭和二十六年
年度において出資するものとする。

3 日本開発銀行は、必要があるとせば、大蔵大臣の認可を受けて、
その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により日本開発銀行がその資本金を増加す
る場合に於いては、千圓の範囲内で、日本開発銀行に出資するこ
とができる。

(定款)

第五條 日本開発銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなけれ
ばならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 資本金
- 五 役員に關する事項

原本不明瞭

裏面白紙

六 業務及びその銀行に属する事項
七 会計に関する事項

八 公算の方法

二 日本郵船銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を
大蔵大臣に届け出をしなければならぬ。

(登記)

第六條 日本郵船銀行は、假令で定めるところにより、登記をしな
ければならぬ。

二 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ
ば、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の專用制度)

第七條 日本郵船銀行でない者は、日本郵船銀行という名称又はこ
れに類する名称を用いてはならぬ。

二 銀行法（昭和二年法律第二十号）第四條第二項の規定は、日

本開発銀行には適用しない。

（解散）

第八條 日本開発銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本開発銀行が解散した場合において、その残余財産は、一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からの出資の割合に感じ、これらの会計に帰属する。

（法人に關する規定の準用）

第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表権の制限）の規定は、日本開発銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十條 日本郵船銀行は、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事七人以内、常務二人以内、理事五人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一條 總裁は、日本郵船銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本郵船銀行を代表し、總裁を補佐して日本郵船銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、日本郵船銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本郵船銀行の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときは總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときは總裁の職務を行う。

原本不明瞭

裏面白紙

4 監事は、日本郵船銀行の業務を審査する。
5 監事は、船費の稽問に際し、日本郵船銀行の業務に關する重要事項について意見を述べ、又は日本郵船銀行の業務に關し、意見を對して隨時意見を述べることが出来る。

(役員の内分)

第十二條 總裁、副總裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する。

2 理事長及び参与は、總裁が任命する。

(役員の内分)

第十三條 總裁、副總裁、理事長及び監事の任期は、四年、参与の任

期は、二年とする。

2 總裁、副總裁、理事長、監事及び参与は、再任されることのできる。

3 總裁、副總裁、理事長、監事及び参与が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の内分は、任期は、前任者の任期期間とする。

原本不明瞭

裏面白紙

(代務の制限)

日本郵船銀行と総裁、副総裁又は理事との利害が相反する事項については、これらの者は、代務を有しない。この場合においては、総務が日本郵船銀行を代務する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁、副総裁及び理事は、日本郵船銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することが出来る。

(職員)

第十六條 日本郵船銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の状態)

第十七條 日本郵船銀行の役員及び職員は、明治二十年法律第四十五号(その他の商船の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす)。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八條 日本開發銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 經濟の再建及び産業の開發を促進するため必要を資金（以下本項中「開發資金」という）で、銀行その他の金融機關から供給を受けることが困難なものを貸し付け、又はその資金を供給するため、手形の割引をすること。
- 二 經濟の再建及び産業の開發を促進するため必要を社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）で、証券業者等が応募又は引受をすること。が困難なものについて応募又は引受をすること。

三 債務の引受又は保証をすること。日本興業銀行が債務を引受
受け、又は保証する場合でなければ、銀行その他の金融機関か
ら開始資金の供給を受けることが困難な場合にその債務の引受
又は保証をすること。

四 前各号の業務に附帯する業務

二 前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付、手形の割引、
社債の応募若しくは引受又は債務の引受若しくは保証は、当該貸
付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払、当該応募若し
しくは引受に係る社債の償還又は当該債務の引受若しくは保証の履
行に因り取得する債権の取立が確実であると認められる場合に限
り、行うことができる。

裏面白紙

(割引利率等)

第十九条 風俗第一等第一号から第三号までの規定により行方資金の貸付の利率及び手形の割引の歩合並びに仕債の引込及び債務の引受又は委託の取扱利率は、当該利率、歩合及び手取利率により取入する貸付金利息、手形割引料、仕債の引受料及び債務の引受又は委託の取扱料並びに同条第二号の規定により亦兼し又は引き受けの仕債の利率が日本国銀行の業務取扱費、業務委託費、第五十二号第二項の規定する借入金の利率付属諸費及び貸付の運用損失を償うに足るようた、銀行の貸付利率、手形の割引歩合、債務引受又は委託の取扱利率及び証券委託の仕債の引受利率を勘案して定めるものとする。

2 前項の日本国銀行の貸付利率、手形の割引歩合及び仕債の引受料は、貸付、手形の割引又は仕債発行の目的、貸付金又は仕債の償還期限、割引に係る手形の支払期限、担保等においてその額を同じくする資金の貸付、手形の割引及び仕債の引受に對して

裏面白紙

は、同一でなければならぬ。

（乗務方法）

第二十條 日本郵船銀行は、乗務方法簿を作成し、これを貸金の貸付又は手形の割引の方法、利率又は貸付及び期限、仕費の取立又は引戻の方法、仕費の引戻の手次等、元利金の回収の方法その他乗務の方法並びに乗務の要領等を記載しなければならぬ。

（乗務の委託）

第二十一條 日本郵船銀行は、銀行以外の者に対しての乗務の委託してはならぬ。

2 銀行が日本郵船銀行の乗務の委託を受けた場合には、その乗務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた乗務に従事する者は、その他の銀行の役員及び職員であつては、去るに依り公算に従事する者となす。

(附録 試算との相違 終止)

第二十二條 日本信託銀行は、第一條で掲げる目的にかんがみ、その業務の遂行により、銀行、その他の金融機関と競争してはならない。

第四章 会計

(専業年度)

第二十三條 日本信託銀行の専業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(千圓)

第二十四條 日本信託銀行は、毎専業年度、収入及び支出の千圓を精算し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2. 同年の収入は、貸付金利息、手形割引料、仕債の引受手数料、仕債の利子、債務の引文又は保証料、その融資資産の運用に係る収入及び附屬雑収入とし、同項の支出は、専務取

扱費、乗船待託費、政府貸付金満子、附屬増費及び資産の運用損失
金とする。

3 大蔵大臣は、第一号の規定により千圓の差出を受けたときは、
これを換對して必要を調整を行い、調整の決定を議なければなら
ない。

4 内閣は、前号の規定による調整の決定がらつたときは、その千
圓を調整に差出しなければならぬ。

5 千圓の形式及び内容並びにその作成及び差出の受取については、
大蔵大臣が定むる。

(千圓票)

第二十四條 千見し紙い理由による支出千圓の不足を補うため、日
本銀行銀行の千圓紙千圓票を設けることができる。

(千圓の議決)

第二十五條 千圓の國會の議決に關しては、此の千圓の議決の項に
よる。

(千圓の通知)

第二十六條 内閣は、日本郵船銀行の千圓が國會の議決を定たとす
は、大藏大臣を經由して、直ちにその旨を日本郵船銀行に通知す
るものとす。

2 日本郵船銀行は、前項の議定による通知を受けたる後でなければ、
千圓を發行することができない。

3 大藏大臣は、第一頁の規定による通知がなつたときは、直ちに
その旨を会計検査院に通知しななければならない。

裏面白紙

(追加千圓及び千圓の修正)

第二十七條 日本通商銀行は、千圓作成後に生じた弊けることのできまい事由により必要がある場合に限り、追加千圓を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本通商銀行は、前項の場合を除く外、千圓の成立後に生じた事由に基いて既に成立した千圓に變更を加える必要があるときは、千圓を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十三條第二項から第五項まで及び第二條の規定は、同二項の規定による追加千圓及び千圓の修正について準用する。

裏面白紙

(暫定千圓)

第二十八條 日本郵船銀行は、必受に憑じて、一筆彙年度のうちの一定期間に係る暫定千圓を作成し、これを大蔵大臣に提出するべしとができる。

2 第二十五條第二項から第二十五條及び第二十六條の規定は、同項の規定による暫定千圓について準用する。

3 暫定千圓は、当該彙年度の千圓が同項の規定を越えたときは、失効するものとす。暫定千圓に差く支出があるときは、これを当該彙年度の千圓に算入してなしたものとみなす。

(千圓の執行)

第二十九條 日本郵船銀行は、支出千圓については、当該千圓に定ゆる目的の外に使用してはならない。

裏面白紙

- 第三十條 日本郵船銀行は、千まで増定する経費の余額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、増定することができない。
- 2 大蔵大臣は、前頁の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。
- 第三十一條 日本郵船銀行は、千圓増を後用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならぬ。
- 2 大蔵大臣は、前頁の増定による増額を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。

(財務諸表)

第三十二條 日本郵船銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び毎年度ごとに作成し、当該半期又は当該毎年度年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 日本郵船銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に通達しなくてはならぬ。

(決算)

第三十三條 日本郵船銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなくてはならぬ。

第三十四條 日本郵船銀行は、決算完結後千圓の区分に従い、毎年
度年度の決算報告書を作成し、第三十二條第一項の規定により大
蔵大臣に提出し、財務報告書を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出し
なければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務報告書の提出
を受けたときは、これを内閣に送付しなければならぬ。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務報告書の送付を受
けたときは、遅滞なく年度の十一月三十日までこれを会計検査院
に送付し、その検査を経て、当の記入提出の決算とともに、国会
に提出しなければならない。

4 第一項の規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵
大臣が定める。

(剰余金の処分)

第三十五條 日本郵船銀行は、毎年年度の決算計算上剰余金を生じたときは、剰余金としてこれを積み立てをければならない。

第二 剰余金の剰余金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剰余金の借入の制限)

第三十六條 日本郵船銀行は、剰余金の借入をしてはならない。
(剰余金の運用)

第三十七條 日本郵船銀行は、左の方法による以外、剰余金の余剰金を運用してはならない。

- 一 國債の運用
- 二 大蔵省資金運用部への貸付
- 三 日本銀行への貸付

裏面白紙

(会計検査院の検査)

第三十八條 会計検査院は、必要があるときは、日本国債
銀行からその業務の委託を受け、銀行につき、当該委託業務に係
る会計を検査することができる。

第五節 監督

(監督)

第三十九條 日本国債銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところ
に従い監督する。

大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき
は、日本国債銀行からの報告又は第四十一條第一項の規定による
検査の結果に基づき、日本国債銀行に対して業務に關し監督上必要
な命令をすることが出来る。

(役員の昇任)

第四十條 内閣総理大臣は、日本郵政銀行の總裁、副總裁及び常務
が左の各号の一に該当するに基つたときは、これを昇任すること
ができる。

一 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてす
る大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 刑罰事件により有罪の官告を定けたとき。

三 被疑の官告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

2 内閣総理大臣は、日本郵政銀行の理事又は常務理事が前項各号
の一に該当するに基つたときは、總裁に対し当該理事又は常務理
事の昇任を命ずることが出来る。

裏面白紙

(銀行の徴収及び検査)

第四十一條 大蔵大臣は、必要があるときは、日本郵船銀行に對して報告をさせ、又はその職員をして日本郵船銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要を物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

第六章 罰則

第四十二條 日本郵船銀行の役員又は職員が、罰條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 左の場合においては、その違反行為をした日本郵船銀行の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大藏大臣に届出をしをければならない場合に於いて、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大藏大臣の承認を受けなければならぬ場合に於いて、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登録をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十六條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

六 第三十七條の規定に違反して業務上の余裕金を濫用したとき。
七 第三十九條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。
第四十條 第八條第一項の規定に違反して日本郵政銀行という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第七章 雜則

(経費の規定)

第四十五條 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本郵政銀行の設立に関する業務を処理させる。
第四十六條 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならぬ。
第四十七條 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し資本金の払込の請求をしなければならぬ。

裏面白紙

第四十八條 資本金の払込があつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、每一回の払込があつた日）において、設立委員は、その事務を日本郵船銀行の總裁に引き継がなければならぬ。

2 總裁が前項の事務の引継ぎを受けた日において、總裁、副總裁、理事、監事及び参与理事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。

3 日本郵船銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

- 第百十九條 復讐會社は、日本郵船銀行の成立のときに解散するものとし、その清算業務及び業務は、日本郵船銀行が承継する。
- 第百二十條 大蔵大臣は、復讐會社余留の解散の登記を、その主たる事務所及び定たる事務所の登記所に届託しをければならない。
- 第百二十一條 登記所は、前項の届託を文付たときは、遅滞なく、その登記をしをければならない。
- 第百二十二條 第一項の届託の取扱いに關する変更登記及び前項の登記については登録簿を製さない。

第五十條 復興金融會社は、日本郵船銀行の設立の事に關するものとし、その權利義務（政府の出資に係る義務を除く）は、日本郵船銀行が承継する。

2 大蔵大臣は、復興金融會社の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の登記所に囑託しなければならぬ。

3 登記所は、前項の囑託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならぬ。

4 第一項の適用の承継に關する変更登記及び前項の登記については登録税を課さない。

第五十一條 日本郵船銀行は、前條第一項の規定により承継した債權及び債務については、前條第八條第一項の規定にかかわらず、その整理に關する業務を行うことができる。

(復興金融會社の資本金)

第五十二條 復興金融會社の解散の時に付ける資本金の額は、その時に付ける復興金融會社の資本金の額から、昭和二十五年度的の^{復興金融會社の}償還金の納付額のうち復興金融會社法(昭和二十一年法律第三十四号)第三條但書の規定により切捨てられた額と未払込資本金との合計額を控除した額とする。

第五十三條 復興金融會社の解散の時に付ける政府の復興金融會社に対する出資金は、第三十七條の規定にかかわらず、日本郵政銀行の成立の時に政府の日本郵政銀行に対する貸付金となつたものとみなす。

2 日本郵政銀行は、毎事業年度(昭和二十六年度を除く。)

前項の政府の貸付金に対し政令で定める利率及び手続により利息を支払わなければならない。

裏面白紙

当該回収金等に相当する金額（当該金額に一歳内未納の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）について、当該事業年度における繰上期末に繰上額に納付したものとみなし、当該繰上納付金の相当する金額について、繰上額に三ヶ月の滞定による一支出計からの出度があつたものとみなす。

2 日本郵船銀行は、昭和二十六年年度限り、第五十一条第一項の政府貸付金の返済に充てるため、第一項の滞定にかかわらず、回収金を七十六億一千九百六十三万三千円を繰上納付の範囲内で、当該事業年度において繰上額に納付するものとし、当該繰上納付額を超過する回収金等について第一項の滞定を適用する。

(国庫納付金の計上及び納付の手続)

第五十條 第二項の規定による国庫納付金の計上及び納付の手続については、政令で定める。

2 第五十條 第二項の規定による国庫納付金の計上及び納付の手続については、政令で定める。

第五十條 この法律に規定するものの外、日本開發銀行の設立、日本開發銀行による復興金融會社の業務の引渡並びに復興金融會社の解散に關し、必要事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第八項までの規定は、日本開發銀行の成立の日から施行する。
- 2 復興金融會社法及び復興金融會社に対する政府出資等に關する法律十號和二十四年法律第百十號一は、廃止する。
- 3 この法律施行後最初に任命される理事、監事及び参与理事の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事のうち一人については、それぞれ総裁又は内閣総理大臣の定めるところにより、二年、参与理事のうち二人については、総裁の定めるところにより、一年とする。
- 4 他の法令中「銀行」という場合には、日本開發銀行を含まないも

のとす。

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 日本開発銀行を監督すること。

6 貸金業等の取締に關する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「復興金融金庫」を削り、「日本輸出銀行」の下に「日本開発銀行」を加える。

7 國庫出納金等繰越計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「復興金融金庫」を削り、「日本輸出銀行」の下に「日本開発銀行」を加える。

8 千歳執行機關等の責任に關する法律（昭和二十五年法律第百七十

中「復興金融金庫」を削り、「日本輸出銀行」の下に「日本開発銀行」を加える。

- 二号)の一部を次のように改正する。
- 第九條第一項中「復讐金融會社」を削り、「日本通商銀行」の下に「日本通商銀行」を加える。
- 9 公団等の予章及び決議の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第一條中「復讐金融會社」を削る。
- 10 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第三條第六号を次のように改める。
- 六 日本通商銀行
- 11 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第二号中「復讐金融會社」を「日本通商銀行」に改める。
- 12 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改

正す。

第十九条第七号中「復興金融會社」を「日本殖産銀行」に、「復興金融會社法」を「日本殖産銀行法」に改める。

13 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノロを次のように改める。
六ノ二ノロ 日本殖産銀行ノ株式ノ額面額

14 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第七十四條第三号中「復興金融會社」を「日本殖産銀行」に改める。

15 第十項から同項までの規定は、昭和二十六年度に限りて適用があるものとし、昭和二十七年四月一日において、法人税法第四條第二号、登録税法第十九條第七号、地方税法第二十四條第三号及び第七

裏面白紙

百四十三條第三号中「日本通商銀行」を「登録法第十九條第七号中「日本通商銀行法」を削り、所得税法及び新法の一部をそれ
それ次のように改正する。

所得税法第三條第六号を次のように改める。

六 削除

印紙法第五條第六号ノ二ノ四を次のように改める。

六ノ二ノ四 削除

16 「株式会社」の米國対日援助見返資金の借入金金の担保に関する
法律（昭和二十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正
する。

第一條第二項「復興金融庫」を「日本通商銀行」に改める。

17 「日本製鉄株式会社法廃止法」（昭和二十五年法律第二百四十号）
の一部を次のように改正する。

附則第七号中「復興金融庫」を「日本通商銀行」に改める。

「資産再評價法」(昭和二十五年法律第百十五号)の一部を次の
ように改定する。

第五條第六号中「復興金融金庫」を「日本殖産銀行」に改める。

裏面白紙

日本開発銀行法案要綱

二六・三・一八

一、目的

日本開発銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機関が行う長期資金の供給を容易ならしめることにより経済の再建及び産業の開發を促進するに、一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励することを目的とする。

二、法人格

日本開発銀行は、公法上の法人とする。

三、資本金

資本金は、百億円とし、政府が昭和二十六年度において米國対日援助員返資金特別会計からその全額を出資するも、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
政府は、日本開発銀行がその資本金を増加する場合には、予算の範囲内で出資することができる。

四、定款

定款の作成及変更は、大蔵大臣へ届け出なければならない。

五、役員

役員は、総裁一人、副総裁一人、理事七人以内、監事二人以内、参与五人以内とする。
総裁、副総裁及び監事は内閣総理大臣が任命し、理事及び参与は、総裁が任命する。
任期は、総裁、副総裁、理事及び監事は四年、参与は二年とする。(但し理事のうち二人及監事のうち一人は二年、参与のうち二人は一年とする。)

六、役員員の地位

役員員は、法令により公務に従事する者とみなす。

七、業務の範囲

- 日本開発銀行は一に掲げる目的を達成するため左の業務を行う。
 - 一、経済の再建及び産業の開發に寄与する設備の取得、改良又は補修に必要な資金(以下「開発資金」という)を銀行その他の金融機関から供給を受けること及困難なものを貸し付けること。
 - 二、開発資金の調達のため発行される社債(特別の法律により設立された

法人で会社でないものの発行する債券を含む。で証券業者等が応募又は引受をすること
とが困難なものについて応募又は引受をすること。
(三) 銀行その他の金融機関が供給した用発資金の返済資金を貸し付け又はかゝる返済資金調達の爲発行
される社債で証券業者等が応募又は引受をする事が困難なものを応募又は引き受けること。
(四) 日本用発銀行が債務の保証をする場合でなければ、銀行その他の金融機関から用発資
金の供給を受けることが困難な場合にその債務を保証すること。
(五) 前各号の業益に附帯する業務
なお、(一)から(四)までの業務を行ふ場合には資金の償還又は債権の取立が確実であると認
められる場合で、即同一年以上のものに限る
(四)の債務の保証を限らず、日本用発銀行の資本金及び政府からの貸付金の合計額から資
金の貸付限度額を算出し、及び社債の応募又は引受の現存額を控除した残額の二倍に相当
する金額とする。

八 業務方法書

日本用発銀行は業務方法書を作成し、業務の方法等を記載しなければならぬ

九 会計

(一) 予算は、事業年度(四月—翌年三月)の損益収支の予算を国会に提出して、その議
決を求める。

(二) 決算は決算報告書を国会に提出する。

(三) 損益計算上の利益金は準備金として積み立てる。但し昭和二十六年年度においては復興
金融会庫が剰余金をもって四十五億三千二百八十万二千円を國庫に納付するまでの間に
日本用発銀行がその權利義務を承継したときは四十五億三千二百八十万二千円に達する
までは日本用発銀行においてその利益金を國庫に納付し、その超過額に相当する金額を
準備金として積み立てるものとする。

一〇、資金の借入
資金の借入は、禁止される。

一一、余剰金の運用
余剰金の運用は、國債の保有、資金運用部及び日本銀行への預金に限られる。

一二、監督

日本用発銀行は、大蔵大臣が監督する。
大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、日本用発銀行からの報
告又は同行に対する検査の結果に基づいて監督命令を出しうるものとする。

一三 役員 の 解任

内閣総理大臣は総裁、副総裁及び監事について左の事由が発生したときは、これを解任しうるものとする。

一、この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二、刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三、破産の宣告を受けたとき。

四、心身の故障により職務を執ることができなるとき。

なお、理事又は参与について同一の事由が発生したときは、内閣総理大臣は、総裁に対しこれを解任すべきことを命ずることができる。

一四 右のほか、報告、検査など所要の罰則規定をおく。

一五 雑 則

(一) 復興金融金庫は、昭和二十六年度末までに政令で定める日に解散するものとし、その権利義務は、解散の時に日本開発銀行が承継する。

(二) 復興金融金庫の解散の時における政府の復興金融金庫に対する出資金は日本開発銀行に対する貸付金となつたものとみなす。

(三) 日本開発銀行は毎事業年度政府の貸付金に対し一定の利率による利子を支拂うものとする。

(四) 日本開発銀行が復興金融金庫から承継した債権につき生じた回収金は、毎四半期末に政府の貸付金に対する返済に充てられたものとみなす。その額に相当する金額の政府の出資金があつたものとみなす。但し、昭和二十六年^度においては、復興金融金庫が貸付回収金及び農中償還金をもつて七十六億一千九百六十三万三千円を國庫に納付するまでの間に、日本開発銀行がその権利義務を承継したときは、七十六億一千九百六十三万三千円に達するまでは、日本開発銀行においてこれを納付し、その超過額に相当する金額について(四)と同じように政府の貸付金が返済されたものとみなし、その額に相当する金額の政府の出資金があつたものとみなす。

一六 附則には所得税、法人税、登録税、印紙税及び附加価値税等に関する所定の規定をおく。

昭和二十六年三月

日本開發銀行法案

3-19

日本開發銀行法

目次

第一章	總則（第一條—第九條）
第二章	役員及び職員（第十條—第十七條）
第三章	業務（第十八條—第二十三條）
第四章	會計（第二十四條—第四十條）
第五章	監督（第四十一條—第四十三條）
第六章	雜則（第四十四條—第五十條）
第七章	罰則（第五十一條—第五十三條）
附則（1	1
	33.）

第一章 総則

(目的)

第一條 日本開発銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機関が行う長期資金の供給を容易ならしめることにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

(法人格)

第二條 日本開発銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本開発銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本開発銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 日本開發銀行の資本金は、政府の米國對日援助見返資金特別會計からの出資金百億圓と第五十條第一項の規定により政府の一般會計から出資があつたものとみなされた金額の合計額とする。

2. 前項の米國對日援助見返資金特別會計からの出資金は、昭和二十六年年度において出資するものとする。

3. 日本開發銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4. 政府は、前項の規定により日本開發銀行がその資本金を増加する場合においては、該銀行の總國內で、日本開發銀行に出資することができると。

裏面白紙

(定款)

第五條 日本郵船銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなればならぬ。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 資本金
 - 五 役員に関する事項
 - 六 業務及びその執行に関する事項
 - 七 会計に関する事項
 - 八 公告の方法
- 2 日本郵船銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(登記)

第六條 日本開發銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 日本開發銀行でない者は、日本開發銀行という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第四條第二項の規定は、日本開發銀行には適用しない。

本開發銀行には適用しない。

（解散）

第八條 日本開發銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本開發銀行が解散した場合には、別に法律に定めるところにより、その剰余財産は、總庫に歸属する。

（法人に關する規定の準用）

第九條 民法（明治二十九年法律第八十九號）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表權の制限）の規定は、日本開發銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十條 日本開發銀行に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事七人以内、監事五人以内及び参与五人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

- 第十一條 總裁は、日本開發銀行を代表し、その業務を總理する。
2. 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本開發銀行を代表し、總裁を補佐して日本開發銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。
3. 理事は、總裁の定めるところにより、日本開發銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本開發銀行の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときは總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときは總裁の職務を行う。

4 監事は、日本開發銀行の業務を監査する。

5 参興は、總裁の諮問に應じ、日本開發銀行の業務に關する重要事項について意見を述べ、又は日本開發銀行の業務に關し、總裁に封して隨時意見を述べることが出来る。

(役員の内命)

第十二條 總裁、副總裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する。

2 理事及び参興は、總裁が任命する。

(役員の内命)

第十三條 總裁、副總裁、理事及監事の任期は、四年、参興の任期は、二年とする。

2 總裁、副總裁、理事、監事及び参興は、再任されることのできる。

3 總裁、副總裁、理事、監事及び参興が缺員となつたときは、過期なく、補缺の役員を任命しなければならぬ。補缺の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十四條 日本開發銀行と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本開發銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁、副總裁及び理事は、日本開發銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六條 日本開發銀行の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 日本開發銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五號)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 募集

(募集の範囲)

第十八條 日本開發銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、正の業務を行う。

一 經濟の再興及び産業の開發に寄與する設備（船舶及び車輛を含む）の取得、改良又は補修（補修にあつては、當該設備に價額の増原を算入するものに限る。）に必要な資金（以下本項中「開發資金」という。）を銀行その他の金融機關から供給を受け、或は發行すること。但し、その發行に係る交付金の償還期限は一年未満のものであつてはならない。

二 開發資金の調達のため必要な債權（特別の法律により設立された法人で會社でないもの發行する債券を含む。以下同じ。）で證券業者等が認募又は引受をすることが困難なものについて、認募又は引受をすること。但し、その認募又は引受に係る債權

の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

三 銀行その他の金融機関の貸付に係る附設資金の返済に必要な資金（以下本条中「返済資金」という）を貸し付け、又は返済資金を融通する爲に発行される社債で証券業者等が懸縛又は引受をすることが困難なものについて懸募又は引受をすること。

但し、その返済資金の貸付に係る貸付金及びその懸募又は引受に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

四 銀行その他の金融機関が附設資金の貸付をする場合において、日本開發銀行がその貸付を受ける者の債務を保證するのでなければ、銀行その他の金融機関が附設資金の貸付を困難とするとき、その債権の保證をすること。但し、その債権の保證期限は、一年未満のものであつてはならない。

五 前各条の業務に附帯する業務

2 前項第一号から第四号までに規定する資金の貸付、社債の懸募

裏面白紙

若しくは引受又は債権の保証は、當該交付に係る資金の償還、償還義務若しくは引受に係る社債の償還又は當該償還の保証の履行に際し取替する債権の取立が確實であると認められれば、行ふことができる。

(債務の保證の限度)

第十九條 前條第一項第四號の規定により行ふ債務の保證の保證額は資本金、準備金及び第四十七條の規定する政府の貸付金の残高の合計額から前條第一項第一號から第三號までの規定により行ふ貸付及び應募又は引受に係る貸付金の額及び社債の額面價格の合計額を控除した残高の二倍を超えることとなつてはならない。

(貸付利率等)

第二十條 第十八條第一項第一號から第四號までの規定により行ふ資金の貸付の利率並びに社債の引受及び債務の保證の手数料率は、當該利率及び手数料率により收入する貸付金利息、社債の引受及び債務の保證の手数料並びに同條第二號及び第三號の規定により應募し又は引き受けた社債の利子が日本開發銀行の事務取扱費、業務委託費、第五十條第一項の規定する政府の貸付金、附屬費及び資産の運用損失を償ふに足るようになり、銀行の貸付利率及び債

務の保証の手数料率並びに証券業者の社債の引受の手数料率を勘
案して定めるものとする。

2 前項の日本開發銀行の貸付利率並びに社債の引受及び債務の保
證の手数料率は、貸付、社債の發行又は保証に係る債務の起因と
なつた貸付の目的、貸付金又は社債の償還期限、債務の保證期限、
擔保等においてその種類を同じくする資金の貸付、社債の引受及
び債務の保証に對しては、同一でなければならぬ。

(業務方法書)

第二十一條 日本開發銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の
貸付の方法、利率及び期限、社債の應募又は引受の方法、社債の
引受の手数料率、債務の保証の方法及び債務の保証の手数料率、
元利金の回収の方法その他業務の方法並びに業務の委託の要領等
を記載しなければならぬ。

(業務の委託)

第二十五條 日本開發銀行は、銀行以外の者に対して第十八條第一項に
裏に掲げる業務を委託してはならない。

2 銀行が日本開發銀行の業務の委託を受けた場合においては、そ
の業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業
務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令に
より公衆に従事する職員とみなす。

(金融機関との競争禁止)

第二十三條 日本開發銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、そ
の業務の運営により、銀行、その他の金融機関と競争してはなら
ない。

第四章 会計

(専業年度)

第二十四條 日本郵船銀行の専業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第二十五條 日本開發銀行は、毎専業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大藏大臣に提出しなければならない。

2. 前項の収入は、貸付金利息、社債の引受手数料、社債の利子、債務の保証手数料その他資産の運用に係る収入及び附屬雑収入とし、同項の支出は、事務取

被費、業務委託費、政府貸付金利子及び附属諸費とする。

3. 大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、協議の決定を懸なければならぬ。

4. 内閣は、前項の規定による協議の決定があつたときは、その予算を國會に提出しなければならない。

5. 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手續については、大臣が定める。

(予備費)

第二十六條 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本郵政銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第二十六條 日本郵政銀行の予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十九條 内閣は、日本郵政銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本郵政銀行に通知するものとする。

2 日本郵政銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

第二十九條 日本開發銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本開發銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十五條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第 ~~三十~~ 三 條 日本開發銀行は、必要に感じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大藏大臣に提出するこ
とがでさる。

2 第二十五條第二項から第五項まで、第二十七條及び第二十九條
の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、
失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該
該事業年度の予算に基いてなしたものとみなす。

(予算の執行)

第三十條 日本開發銀行は、支出予算については、当該予算に定め
る目的の外に使用してはならない。

第三十二條 日本開發銀行は、予算で指定する純資の金額については、

大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十三條 日本開發銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表)

第三十箇條 日本開発銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 日本開発銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならぬ。

(決算)

第三十箇條 日本開発銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十條 日本開發銀行は、決算完結後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十條第一項の規定により大蔵大臣に届出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならぬ。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の出入費の決算とともに、国会に提出しなければならぬ。

4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(利益金の処分)

第三十七條 日本開發銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならぬ。
2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制度)

第三十八條 日本開發銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第三十九條 日本開發銀行は、左の方法によるの外、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債の保有
- 二 基金運用部等の預託金
- 三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)

第四十條 会計検査院は、必要があると認めるときは、日本開發銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第四十一條 日本開發銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開發銀行からの報告又は第四十三條第一項の規定による検査の結果に基き、日本開發銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の解任)

第四十二條 内閣総理大臣は、日本開発銀行の総裁、副総裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任する事ができる。

- 一 この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。
 - 二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
 - 三 破産の宣告を受けたとき。
 - 四 心身の故障により職務を執ることができないとき。
- 2 内閣総理大臣は、日本開発銀行の理事又は参事が前項各号の一に該当するに至つたときは、総裁に対し当該理事又は参事の解任を命ずることが出来る。

(報告の徴取及び検査)

第四十三條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本開発銀行に対して報告をさせ、又はその職員をして日本開発銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要を物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。
- 3 第一項の規定による報告の徴取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(復興金融庫の解散)

第四十四條 復興金融庫は、昭和二十七年三月三十一日までの間において法令で定める日に解散し、その権利義務(政府の出資に係るものを除く。)は、日本開發銀行が當該日において承継するものとする。

2 復興金融庫の解散の時における積立金は、その時において第三十七條の規定により積立てられた準備金とみなす。

(復興金融庫から承継した債権債務の整理に関する業務)

第四十五條 日本開發銀行は、前條第一項の規定により承継した債権及び債務については、第十八條第一項各號に掲げる業務の外、その整理に関する業務を行うことができる。

2 日本開發銀行は、銀行及び商工組合中央金庫以外の者に對して前項の規定する業務を委託してはならない。

裏面白紙

3 第二十二條第二項の規定は、商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受けた場合について適用する。

(復興金融公庫の解散時の貸付金)

第四十六條 復興金融公庫の解散の時における貸付金の額は、復興金融公庫の昭和二十五年年度末における貸付金の額から、昭和二十五年年度分の復興金融公庫の円是納付金の納付額のうち復興金融公庫法（昭和二十一年法律第三十四號）第三條五番の規定により切捨てられた額、昭和二十六年年度に於て復興金融公庫がその解散の時までに復興金融公庫に對する政府出貸等に對する法律（昭和二十四年法律第四十號）第三條又は復興金融公庫法に對する政府出貸等に對する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第...）の規定により削減した額、納付金の額とす。

(政府貸付金)

第四十七條 復興金融金庫の解散の時に於ける政府の復興金融金庫に對する出資金は、第三十八條の規定にかかわらず、日本開發銀行の成立の時に政府の日本開發銀行に對する貸付金となつたものとみなす。

2. 日本開發銀行は、毎事業年度(昭和二十六年を除外)は、前項の政府の貸付金に對し政令で定める利率及び手續により利子を支拂わなければならない。

(みなす出資)

第四十八條 日本開發銀行において、毎四半期(昭和二十六年の四半期を除く。)、日本開發銀行が復興金融金庫から承継した権利のうちその譲渡した資金に係る債権、その債務の保證の履行に因り取得した債権及びその債権を保全するため必要な經費で政令で定めるものに充當した資金に係る債権で回収したも

裏面白紙

の（以下「復興金融基金庫係同收金」という。）を生じたときは、當該四半期末において、當該復興金融基金庫係同收金の額に相當する額の第四十七條第一項に規定する政府の貸付金が返済されたものとみなし、その返済されたものとみなされた政府の貸付金の額に相當する金額が、當該四半期末において、政府の一般会計から日本開發銀行に對し出資されたものとみなす。

日本郵船銀行は、昭和二十六年度に限り、第四十七條第一項の政府の貸付金の返済に充てるため、第四十四條第一項の規定により承認したもののうち復興金融庫に對する政府出資等に關する法律第三條に規定する回収金で復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第...號）附則第四項の規定により昭和二十五年分において國庫に納付することを要しなかつたものへ同法附則第五項に規定する造林債等の償還金及び富強學藝年度における復興金融庫の係回收金（以下本法中「復興金融庫係回收金等」と稱する。）を、七十六億一千九百六十三萬三千圓（復興金融庫に對する政府出資等に關する法律第三條及び復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律附則第五項の規定により復興金融庫が昭和二十六年分においてその解散の時までに國庫に納付した...）を限度として、

昭和二十七年四月三十日までに前項に規定したるものはならない。
3 昭和二十六年度において前項の行金納付金庫の繰入金等が七十六億一千九百六十三萬三千圓をこえる場合には、當該超額金額に相當する金額の第一項に規定する種類の貸付金が昭和二十七年三月三十一日において繰上られたものとみなし、その返済されたものとみなされた政府の貸付金の額に相當する金額か、同日において、政府の一般會計から日本郵政銀行に貸し出資されたものとみなす。

(國庫納付金の繰入の年度区分及び執行の手續)

第四十九條 前條第二項の規定による國庫納付金は、一般會計の昭和二十六年年度の繰入とする。

2 前項の規定する國庫納付金の執行の手續は、政令で定める。

(業務の引継ぎに関する項目)

第五十條 この法律の施行に関し必要な事項は、日本郵政銀行による後金庫業務の執行の手續に關し、政令で定める。

第七章 罰則

第五十一條 日本開發銀行の役員又は職員が、第四十三條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に處する。

第五十二條 左の場合においては、その違反行為をした日本開發銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に處する。

一 この法律により大藏大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大藏大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不實の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各號に掲げる業務及び第四十五條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

- 五 第十九條に規定する債務の保証の返戻額を超えて債務の保証をしたとき。
- 六 第二十二條第一項の規定に違反して業務の委託をしたとき。
- 七 第三十八條の規定に違反して資金の借入をしたとき。
- 八 第三十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 九 第四十一條第二項の規定による大藏大臣の命令に違反したとき。
- 第五十三條 第七條第一項の規定に違反した者は、一万圓以下の過料に處する。

附 則

- 1 この法律中附則第二項、第二十一項、第二十五項、第三十項及び第三十四項以外の規定は、公布の日から施行し、附則第二項、第二十一項、第二十五項、第三十項及び第三十四項の規定は、復興金融公庫法の施行の日から施行する。
- 2 左に掲げる法律は、廃止する。
復興金融公庫法
復興金融公庫法に對する政府出資等の關する法律
- 3 大蔵大臣は、設立委員を命じ、日本銀行の設立に關する事務を委任せる。
- 4 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならぬ。
- 5 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に對し、對日援助見返資金特別会計からの資本金の爲めの請求をしなければならぬ。

6 前項に規定する資本金の払込があつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込のあつた日）において、設立委員は、この事務を日本郵船銀行の代表に引き継がなければならぬ。

7 本報が前項の事務の引継ぎを完了した日において、監査、副監査、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。

8 日本郵船銀行は、設立の登記をすることにより成立する。

9 この法律施行後最後に任命される理事、監事及び参事の任期は、第十三条第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事のうち一人については、それぞれ監査又は内閣総理大臣の定めるところにより、二年、参事のうち二人については、監査の定めるところにより、一年とする。

10 日本郵船銀行は、昭和二十六年度に限り、左の各号に掲げるものを、増資額三千二百八十万二千円（復興金融金庫に対する政府出

資等に關する法律第二條の規定により、復興金融會庫が昭和二十六年
年度において、その繰返の時までに政府に納付した金額があるとき
は、その金額を控除した金額を限度として、昭和二十七年四月三
十日までに國庫に納付しなければならぬ。但し、その納付の順序
は、各号列記の順序に従うものとする。

一 第四十四條第一項の規定による復興金融會庫の権利義務の承継
により日本郵船銀行の成立の際における貸借対照表に利息金とし
て計上すべき金額に相当する金額

二 昭和二十六年年度の損益計算上の利息金

11 第三十七條第一項の規定は、前項の規定により國庫に納付した昭

和二十六年年度の損益計算上の利息金については適用しない。

12 第四十九條の規定は、附則第十項の規定による國庫納付金につい
て準用する。

13 附則第十項の規定により日本郵船銀行が國庫に納付した金額は、

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定によるその納付した事業年度の所得の計算上損金に算入する。

14 附則第十頁の規定により日本郵政銀行が国庫に納付した金額は、地方税法（昭和二十五年法律第七十五号）の規定により附加価値額を課する場合において、同法の規定により、加算法によつて附加価値額を算定するとき、又は同法の規定により附加価値額を事業税に相当する額により算出するときにおけるその納付した事業年度の所得の計算上、損金に算入し、又地方税法により控除法によつて附加価値額を算定するときにおける特定の支出金額に算入する。

15 大蔵大臣は、復興金融公庫の専攻の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の登記所に通知しなればならない。

16 登記所は、前頁の通知を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなればならない。

17 第一頁の権利の取得に関する変更登記及び前項の登記については

登録税を課さない
此の法令中「銀行」という場合には、日本郵便銀行を含まない
ものとする。

登録税は（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように
改正する。

第十九条第七号中「復興金融庫」を「日本輸出銀行、日本郵便
銀行」に、「復興金融庫法」を「日本輸出銀行法、日本郵便
銀行法」に改め、同条第十八号中「復興金融庫」を「日本輸
出銀行、日本郵便銀行」に改める。

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように
改正する。

第五條第六号ノ二を次のように改める。
六ノ二 日本輸出銀行ノ始スル証書帳簿
同条第六号ノ七の次に次の一号を加える。
六ノ八 日本郵便銀行ノ始スル証書帳簿
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように

改正する。

第三條第六号の次に次のように改める。

六 削除

22 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「、住宅金融公庫及び復興金融公庫」を「及び住宅金融公庫」に改める。

23 産業復興公団法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号を削る。

24 公団等の予算及び決算の査定等に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「復興金融公庫」を削る。

25 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「復興金融会庫。」を削り、同項第四号の二を次のように改める。

26 四の二 日本輸出銀行及び日本通商銀行を監督すること。
貸金業等の取締に關する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

27 第二条第二号中「復興金融会庫」を「日本通商銀行」に改める。
国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

28 第一條第一項中「復興金融会庫。」を「日本通商銀行」に改める。
「資産再評価法」（昭和二十五年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。
第五條第六号を次のように改める。

六 削除

29 電気事業会社の米國対日援助見返資金の借入金を担保に關する法律（昭和二十五年法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第二頁「復興金融會社」を「日本開發銀行」に改める。

30 予算執行職員等の責任に關する法律（昭和二十五年法律第四百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「復興金融會社」を「日本開發銀行」に改める。

31

地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「復興金融會社」を削る。

32

「日本製鉄株式會社法廃止法」（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

33

附則第七項中「復興金融會庫」を「日本証券行銀」に改める。
「金融緊急措置令」(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を
次のように改正する。

第八條中「恩給會庫、庶民會庫、國民厚生會庫、復興金融會庫」
を削る。

34

改正前の登録税法第十九條第七号及び第十八号、改正前の印紙
税法第五條第六号ノ二、改正前の法人税法第四條第二号、改正前
の大蔵省設置法第十二條第一項等四号、改正前の官公廳の取締に
關する法律第二條第二号、改正前の國庫出納金等端徵計算法第一
條第一項、改正前の電氣事業會社の米國對日援助見返資金の借入
金の担保に關する法律第一條第二号、改正前の予算執行職員等の
責任に關する法律第九條第一項及び改正前の地方税法第二十四條
第三号及び第七百四十三條第三号の規定は、復興金融會庫につい
ては、これらの規定に係る改正規定施行後も復興金融會庫の解散
の日まで、なお、その効力を有つ。

昭和二十六年三月

日本開發銀行法案

裏面白紙

日本肉発銀行法

目次

第一章 總則（第一條—第九條）

第二章 役員及職員（第十條—第十七條）

第三章 業務（第十八條—第二十七條）

第四章 會計（第二十八條—第三十條）

第五章 監督（第三十一條—第三十五條）

第六章 補則（第三十六條—第三十九條）

第七章 罰則（第四十條—第四十五條）

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 日本開発銀行は、長期資金の供給を行い、又は一般の金融機関が行う長期資金の供給を容易ならしめることにより経済の再建及び産業の開発を促進するにめ、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

(法人格)

第二條 日本開発銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本開発銀行は、この事務所を東京都に置く。

2 日本開発銀行は、必要な地に依る事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 日本開発銀行の資本金は、政府の米穀対日援助見返資金特別会計からの出資金百億円と第四十七條第一項又は第三項の規定により政府の一般会計から出費があつたものとされたる金額との合計額とする。

2 前項の米穀対日援助見返資金特別会計からの出資金は、昭和二十六年度において出資するものとする。

3 日本開発銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により日本開発銀行がその資本金を増加する場合においては、予算の範囲内で、日本開発銀行に出資する二

とができる。

5. 政府以外の者は、日本開発銀行に出資することができない。

(定款)

第五條 日本開発銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 資本金
- 五 役員に關する事項
- 六 業務及びその執行に關する事項

七 會計に關する事項

八 公告の方法

日本開發銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を大藏大臣に届け出なければならない。

(登記)

第六條 日本開發銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもちつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 日本開發銀行でない者は、日本開發銀行という名称又はこ

れに類する名称を用いてはならない。

エ 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項の規定は、日本開発銀行には適用しない。

（解散）

第八條 日本開発銀行の解散については、別に法律で定める。

エ 日本開発銀行が解散した場合において、その残余財産は、別に法律で定めるところにより、国庫に歸属する。

（法人に関する規定の準用）

第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表権の制限）の規定は、日本開発銀行について準用する。

その一頁

第二章 役員及び取員

（役員）

第十條 日本開発銀行に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事七人以内、監事二人以内及び参与五人以内を置く。

（役員の仕事及び権限）

第十一條 總裁は、日本開発銀行を代表し、その業務を総理する。

エ 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、總裁を補佐して日本開発銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときははその職務を代理し、總裁が欠員るときにはその職務を行う。

エ 理事は、總裁の定めるところにより、日本開発銀行を代表し、

総裁及び副総裁を補佐して日本開発銀行の事務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときには総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときには総裁の職務を行う。

4 監事は、日本開発銀行の業務を監査する。

5 参事は、総裁の諮問に應じ、日本開発銀行の業務に関する重要事項について意見を述べ、又は日本開発銀行の業務に関する、総裁に対して隨時意見を述べることが出来る。

(役員 の 任命)

第十二條 総裁、副総裁及び監事は、内閣總理大臣が任命する。

参事及び参事は、総裁が任命する。

(役員 の 任期)

第十三條 総裁、副総裁、理事及び監事の任期は、四年、參與の任期は、二年とする。

2. 総裁、副総裁、理事、監事及び參與は、再任されることのできる。

3. 総裁、副総裁、理事、監事及び參與が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十四條 日本開発銀行と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これ等の者は、代表権を有しなぬ。この場合において、監事が日本開発銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁、副総裁及び理事は、日本開発銀行の職員のうちから、從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權限を有する代理人を選任することができらる。

(職員の任命)

第十六條 日本開発銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 日本開発銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範圍)

第十八條 日本開発銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行つ。

- 一 経済の再建及び産業の開発に寄與する設備(船舶及び車輛を含む。)の取得、改良又は補修(補修にあつては、当該設備に價値の増加をもたらすものに限る。)に必要な資金(以下本項中「開発資金」という。)を銀行その他の金融機関から供給を受けることか困難なものを貸し付けること。但し、その貸付に係る貸付金の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。
- 二 開発資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないもの、発行する債券を含む。以下

同じじで證券業者等が応募又は引受けをすることが困難なものに応募すること。但し、その応募に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならぬ。

三 銀行その他の金融機関の貸付に係る開発資金の返済に必要な資金（以下本號中「返済資金」という。）を貸し付け、又は返済資金を調達するために発行される社債で證券業者等が応募又は引受をすることが困難なものに応募すること。

但し、その返済資金の貸付に係る貸付金及びその応募に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならぬ。

四 前各号の業務に附帯する業務

2 前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付又は社債の応

募は、当該貸付に係る資金の償還又は当該応募に係る社債の償還が確保であると認められる場合に限り、行うことができる。

（貸付利率）

第十九條 第十八條第一項第一号から第三号までの規定により行う資金の貸付の利率は、当該利率により収入する貸付金利息及び同條第二号又は第三号の規定により応募した社債の利子が日本開発銀行の事務取扱費、業務委託費、第四十六條第一項に規定する政府の貸付金の利子、附属諸費及資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率を勘案して定めるものとする。

2 前項の日本開発銀行の貸付利率は、貸付の目的、貸付金の償還期限、擔保等においてその種類を同じくする資金の貸付に對して

は、同一でなければならぬ。

(業務方法書)

第二十條 日本開發銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付の方法、利率及び期限、社債の応募の方法、元利金の回収の方法その他業務の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならぬ。

(業務の委託)

第二十一條 日本開發銀行は、銀行以外の者に対して第十八條第一項各号に掲げる業務を委託してはならぬ。

2 銀行が日本開發銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業

務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(金融機関との競争禁止)

第二十二條 日本開發銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、その業務の運営により、銀行その他の金融機関と競争してはならぬ。

第四章 会計

(事業年度)

第二十三條 日本開發銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第二十四條 日本開発銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金利息、社債の利子その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十六條第一項に規定する政府の貸付金の利子及び附属諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国会に提出しなければならない。

予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

(予算書)

第二十五條 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本開発銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第二十六條 日本開発銀行の予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十七條 内閣は、日本開発銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本開発銀行に通知す。

るものとする。

2 日本国発銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

第二十八條 日本国発銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本国発銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、

予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十四條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第二十九條 日本国発銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 第二十四條第二項から第五項まで、第二十六條及び第二十七條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当

該事業年度の予算に基いてしたものとみなす。

(予算の執行)

第三十條 日本開発銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十一條 日本開発銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十二條 日本開発銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

の旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表)

第三十三條 日本開発銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本開発銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公示し、且つ、各事務所に掲げ置かなければならない。

(決算)

第三十四條 日本郵船銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十五條 日本郵船銀行は、決算完結後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十三條第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けるときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、嗣の歳入歳出の決算とともに、国会

に提出しなければならない。

4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(利益金の処分)

第三十六條 日本郵船銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

第三十七條 日本郵船銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第三十八條 日本開発銀行は、左の寸法によるの外、業務上の余剰金を運用し得なければならない。

- 一 國債の保有
- 二 資金運用部への預託金
- 三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)

第三十九條 会計検査院は、必要あると認めるときは、日本開発銀行からその業務の委託を受け、銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することが出来る。

第五章 監督

(監督)

第四十條 日本開発銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開発銀行からの報告又は第四十二條第一項の規定による検査の結果に基づき、日本開発銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(役員の解任)

第四十一條 内閣総理大臣は、日本開発銀行の総裁、副総裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することが出来る。

一 この法律、この法律に基づく政令又はこれらの法令に基づいてす

る大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができなるとき。

二 内閣総理大臣は、日本開発銀行の理事又は參與が前項各号の一に該当するに至つたときは、総裁に対し当該理事又は參與の解任を命ずることができらる。

(報告の徴収及び検査)

第四十二條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本開発銀行に対して報告をさせ、又はその職員をして日本開発銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件

を検査させることができる。

二 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。

三 第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(復興金融金庫の解散)

第四十三條 復興金融金庫は、昭和二十七年三月三十一日までの間において政令で定める日に解散し、その権利義務（政府の出資に係るものを除く）は、日本開発銀行がその日において承継するも

のとする。

2. 復興金融金庫の解散の時にあける積立金は、その時において第三十六條の規定により積立てられた準備金とみなす。

(復興金融金庫から承継した債権債務の整理に関する業務)

第四十四條 日本開発銀行は、前條第一項の規定により承継した債権及び債務については、第十八條第一項各号に掲げる業務の外、その整理に関する業務を行うことができる。

2. 日本開発銀行は、銀行及び商工組合中央金庫以外の者に對して前項に規定する業務を委託してはならない。

3. 第二十一條第二項及び第三十九條の規定は、商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受けた場合について準用する。

(復興金融金庫の解散時の資本金)

第四十五條 復興金融金庫の解散の時にあける資本金の額は、復興金融金庫の昭和二十五年年度末における資本金の額から、昭和二十五年年度分の復興金融金庫の国庫納付金の納付額のうち、復興金融金庫法(昭和二十一年法律第三十四号)第三條但書の規定により切捨てられた額、昭和二十六年年度において復興金融金庫がその解散の時までに復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律(昭和二十四年法律第百十四号)(以下本則中、「政府出資等に関する法律」という。)第三條又は復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第 号)(以下「昭和二十六年法律第 号」という。)附則第四項若しくは第

五項の規定により国庫に納付した高麗の債及ひ未拂込資本
金額の合計額を控除した額とする。

(政府貸付金)

第四十六條 復興金融金庫の解散の時に於ける政府の復興金融金庫
に対する出資金は、第三十七條の規定にかかわらず、日本開発銀
行の成立の時に政府の日本開発銀行に対する貸付金となつたもの
とする。

2 日本開発銀行は、毎事業年度(昭和二十六年年度を除く。)前項
の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手続
により、利子を支拂わなければならない。

(法定出資)

第四十七條 日本開発銀行におし、毎四半期(昭和二十六年年度の
四半期を除く。)日本開発銀行が復興金融金庫から承継した権利
のうち、その融通した資金に係る債権、その債務の保証の履行に
因り取得した債権及びその債権を保全するため必要な経費で政令
で定めるものに充当した資金に係る債権で回収したもの(以下「
復興金融金庫関係回収金」という)を生じたときは、当該四半期
末において、当該復興金融金庫関係回収金の額に相当する額の第
四十六條第一項に規定する政府の貸付金が返済されたものとみな
し、その返されたものとみなされた政府の貸付金の額に相当する
金額が、当該四半期末において、政府の一般会計から日本開発銀
行に対し出資されたものとする。

- 2 日本開發銀行は、昭和二十六年四月限り、第四十六條第一項に規定する政府の貸付金の返済に充てられたる第四十二條第一項の規定により承継したもののうち第一号から第三号までに掲げるもの及び第四号に掲げるもの（以下本條中「復興金融金庫関係回収金等」と統稱するもの、七十九億一千九百六十三万三千円（政府出資等に関する法律第三條又は昭和二十六年第 号附則第四項若しくは第五項の規定により復興金融金庫が昭和二十六年度においてその解散の時までに國庫に納付した金額があるときは、その金額を控除した額。以下同じ。）を限度として、昭和二十七年四月三十日までに國庫に納付しなればならない。
- 一 政府出資等に関する法律第三條に規定する回収金で昭和二十

六年法律第 号附則第四項の規定により昭和二十五年
度において國庫に納付することを要しなかつたもの

二 昭和二十六年法律第 号附則第五項に規定する農林債券の
償還金

三 復興金融金庫の昭和二十六年度における政府出資等に関する法
律第三條に規定する回収金

四 昭和二十六年度における復興金融金庫関係回収金

3 昭和二十六年度において前項の復興金融金庫関係回収金等が七
十六億一千九百六十三万三千円をこえる場合においては、当該超
過金額に相当する金額の第四十六條第一項に規定する政府の貸付
金が昭和二十七年三月三十一日において返済されたものとみなし、

その返済されたものとみなされた政府の貸付金の額に相当する金額が、同日において、政府の一般会計から日本国債銀行に対し出資されたものとする。

(国庫納付金の歳入の年度所属区分及び納付の手續)

第四十八條 前條第二項の規定による国庫納付金は、一般会計の昭和二十六年年度の歳入とする。

二 前項の規定する国庫納付金の納付の手續は、政令で定める。

(業務の引継に關する細目)

第四十九條 この法律に規定するものを除く外、日本国債銀行による復興金融基金の業務の引継に關し必要なる事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第五十條 日本貯蓄銀行の役員又は職員が、第四十二條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第五十一條 左の場合においては、その違反行為をした日本貯蓄銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各号に掲げる業務及び第四十四條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二十一條第一項又は第四十四條第二項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

六 第三十七條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

七 第三十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

八 第四十條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第五十二條 第七條第一項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

一 この法律中附則第二項、第二十一項、第二十二項、第二十四項

第三十八項、第三十一項及び第三十三項以外の規定は、公布の日から、附則第二項、第三十一項、第三十二項、第三十四項、第三十八項、第三十一項及び第三十三項の規定は、復興金融金庫の解散の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

復興金融金庫法

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律

3 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本開発銀行の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならぬ。

5 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し

米國對日援助見返資金特別會計からの出資金の払込の請求をしな
ければならぬ。

6 前項に規定する出資金の払込があつた日へ出資金が分割して払
い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日において、
設立委員は、その事務を日本開発銀行の總裁に引き継がなければ
ならぬ。

7 總裁が前項の事務の引継ぎを受けた日において、總裁、副總裁、
理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。

8 日本開発銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

9 この法律施行後最初に任命される理事、監事及び参与の任期は、
第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事の

うち一人については、それぞれ総裁又は内閣総理大臣の定めるところにより、二年、参事のうち二人については、総裁の定めるところにより、一年とする。

10 日本開発銀行は、昭和二十六年までに限り、左の各号に掲げるものを、四十五億三千二百八十萬二千四百圓の復興金融金庫に対する政府出資等に對する法律第二條の規定により復興金融金庫が昭和二十六年までに払い戻すの解散の時までに政府に納付した金額があるときは、その全額を控除した全額を返さし、昭和二十七年四月三十日までに国庫に納付した金額があるもの、但し、その納付の順序は、各号別記の順序に従ふものとする。

一 第四十三條第一項の規定による復興金融金庫の権利義務の承継により日本開発銀行の成立の時における貸借対照表に利益金として計上すべき全額に相當する金額

二 昭和二十六年年度の利益計算上の利益金

11 第三十六條第一項の規定は、前項の規定による国庫に納付した昭和二十六年年度の利益計算上の利益金に於いては適用しない。

12 第四十八條の規定は、附則第十項の規定による国庫納付金について準用する。

13 附則第十項の規定により日本開発銀行が国庫に納付した金額は、法人税法へ昭和二十二年法律第二十八号の規定によるその納付した事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

14 附則第十項の規定により日本開発銀行が国庫に納付した金額は、

地方税法（昭和二十五年法律第五号）の規定により附加価値税を課する場合には、同法の規定により加算法によつて附加価値税を算定すること、又は同法の規定により附加価値税額を事業税に相対する額によつて算定することにおけるその納付した事業年度の所得の計算上、償費に算入し、又、地方税法により控除法によつて附加価値税を算定することにおける特定の支出金額に算入する。

14 大蔵大臣は、復興金融金庫の毎年の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の新設所に登記しなければならぬ。

15 登記所は、前項の登記を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならぬ。

17 日本開発銀行が前項第十三条第一項の規定により承継した権利に

ついてする権利の取得及び所有権の保存の登記並びに前項の登記については登録税を課さない。

18 他の法令中「銀行」という場合には、日本開発銀行を含まないものとする。

19 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「復興金融金庫」を「日本輸出銀行、日本開発銀行」に、「復興金融庫法」を「日本輸出銀行法、日本開発銀行法」に改め、同條第十八号中「復興金融金庫」を「日本輸出銀行、日本開発銀行」に改める。

20 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように

改正する。

第五條第六号ノ二を次のように改める。

六ノ二、日本輸出銀行ノ全スル証書帳簿

同條第六号ノ八の次に次の一号を加える。

六ノ九、日本開発銀行ノ発スル証書帳簿

21 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第六号を次のように改める。

六、削除

22 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中、「住宅金融公庫及び復興金融公庫」を「及び住宅金融公庫」に改める。

23 産業復興公団法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項を削る。

24 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「復興金融公庫」を削る。

25 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号中「復興金融公庫」を削り、同項第四

号の二を次のように改める。

四の二 日本輸出銀行及び日本南支銀行を監督すること。

26 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「復興金融金庫」を「日本南支銀行」に改める。

27 國庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「復興金融金庫」を「日本南支銀行」に改める。

28 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号を次のように改める。

六 削除

29 電気事業者社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項「復興金融金庫」を「日本南支銀行」に改める。

30 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「復興金融金庫」を「日本南支銀行」に改める。

31 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「復興金融金庫」を削る。

32 日本製鉄株式会社法廃止法（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「復興金融金庫」を「日本興業銀行」に改める。

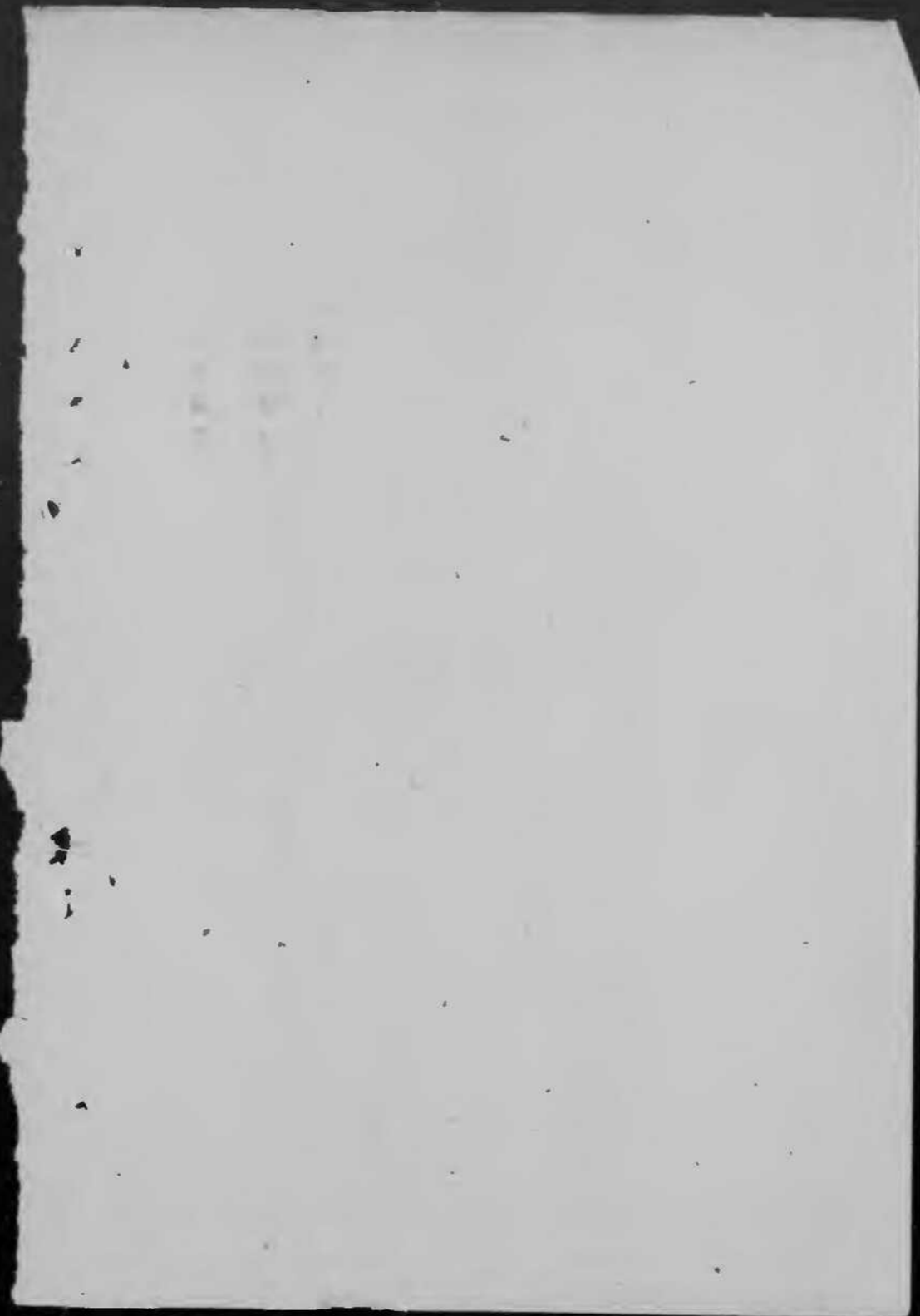
33 金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八條中「恩給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、復興金融金庫」を削る。

34 改正前の登録税法第十九條第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五條第六号ノニ、改正前の大藏省設置法第十二條第一項第四号、改正前の貸金業の取締に關する法律第二條第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一條第一項、改正前の電氣事業会社

の米國村日接助見返資金等の借入金に關する法律第一條第一項、改正前の予算執行職員等の責任に關する法律第九條第一項及び改正前の日本製鉄株式会社法廃止法附則第七項の規定は、復興金融金庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融金庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。





日 本 政 府

日本勧業銀行の運営に関する瞭解事項

日本勧業銀行の運営については、同行が我が國の経済の自立、産業の発達等今後の重要経済政策を推進するため必要を産業資金供給上に占める重要性及び政府金融機関としての使命にかんがみ、政府の産業、交通及び金融に関する総合的を政策及びこれに基く基本計画に順応せしめるものとする。

(備考) 尚日本勧業銀行の定款に右の趣旨の規定を記載せしめらるるよう措置するものとする。

3-21

大 蔵 省

裏面白紙

昭和二十六年三月
第十回会

想定問答

(日本開發銀行関係)

銀行局

- 一、日本開發銀行の業務運営の基幹方針如何。
- 二、日本開發銀行については、大臣の監督権も少く、政府の意志あるいは産業政策との調整をいかにするか。
- 三、「一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励する」とは如何なる意味か、又は「長期資金を供給する」とあるのは、どの程度の意味のものをいうか。
- 四、日本開發銀行の法入格は、「公法上の法人」というが、果して如何。
- 五、業務上の設置は、どの程度を予定しているか。
- 六、資本金の額(第四條第一項)と増資の規定(第四條第三項)との関係は、どうなるか。
- 七、政府出資金に対する配当はいかに考えるか。
- 八、理事の任命と總裁に一任した理由如何。
- 九、参事とはいかなるものか。
- 一〇、役員等を國家公務員としなかつた理由如何。

一、第十八條に「經濟の再建及び産業の開發に寄與する」とあるが、いかなる意味か、又具体的に本銀行の業務の對象業種はどの程度のものに予定しているか。(第十八條)

一、政府の政策の改良、又は補修し、その範圍を合むか。(第十八條第一項第一号)

一三、運轉資金の貸付は行かぬか。
一四、第十八條第一項第三号の運轉資金の貸付、いわゆる市中銀行融資の「肩

替り」と考えてよいか。

一五、第十八條第一項、一、確実であると認められる場合に限り業務を行ふとある主旨は如何か。

一六、融資の方法は協同融資か、又社債の応募は、直接企業に対して行うかか
一七、貸付利率は、異作別により程度となるか。(第十八條) (第十八條)

一八、業務の委託は、どの程度に行うか。(第二十一條)
一九、日本開發銀行の融資、危険はどの程度に考えているか、又その危険はどの

ようの処理を如何か。
二〇、予算と事業との間にあつた項目収支に限定した主旨如何か。

二一、利益金の処分と一切積立てとした主旨如何(第三十六條)

二二、資金の管入は、如何にすれば、運用資金は政府出資のみとなるのか、又外資の管入は如何に、何から何へ借入は考えていけるか。

二三、政府の命令で定められたこととなつては、これ丁何日か
二四、政府義務を包括承継しなから「政府」出資に係るものを除くとしてい

ふ主旨如何か。
二五、積金の解散時、積立金は、どの程度か。(第四十三條第二項)

二六、日本開發銀行の昭和二十六年年度における剰余金による國庫納付を四十五

二、十の限度としていふ主旨如何か。(第四十三條第二項、
附則第十項)

二七、積金の解散時の資本金は簡單にいうとどういふことになるか。
二八、積金に対する政府出資金を日本開發銀行と対する貸付金にふりかえた主

旨如何及びその利率は、どの程度か(第四十六條)
二九、「法定出資」とあつて、積金債権の回収金が自動的に日本開發銀行の資本

金になることを定めていふが、簡單にいえば、どういふことか。(第四十七條)

裏面白紙

三〇、復金の権利義務を包括的に承継するというが、その損失まで承継するの
か。(才四十三條)

三一、復金から承継した権利義務は、日本南米銀行の新勘定と分離して別途区
分経理する必要はないか。

三二、復興金融庫関係参考資料。

一、日本殖産銀行の業務運営の根本方針如何

日本殖産銀行は、全日本銀行連合であり、その性質も公法上の法人と規定されているが、その業務については、日本殖産銀行に準じ、能うかぎり政府の直接の統制から独立したものであるとして運営せしめることとしている。

これがため、左のような措置を講じている。

(一) 役員の人選及び役員員の独立

1) 総裁、副総裁及び監事は、内閣府員大臣の任命となつて、いるが、理事長及び理事の任命は、一切総裁に委せている。
(公庫は、通常、総裁及び監事については内閣の承認をうけて主務大臣が任命し、理事については、総裁が主務大臣の認可をうけて任命することとなつてゐる。従つて、本銀行は、むしろ公共企業体たる国有鉄道公社に類似してゐる。

る。

2) 役員員の地位は、他の公庫と異り、國家公務員法による諸制限を排除するため、國家公務員とせず法令により公務に従事する役員ということになつてゐる。
(この点も、日銀に同じ。)

(二) 許認可規定の整理

法律上の許認可事項は、一切ない。例えば、定款の作成及び変更、財務諸表の作成及び公告のときも単に大蔵大臣等の届出をもつて足りることとし、事務所の設置のときも銀行の開設に関する重要事項についても、大蔵大臣の認可を要しないこととなつてゐる。業務運営の基準を定める業務方法書についても、ただ作成すればよいこととなつてゐる。

(三) 手続による拘束の緩和

日本殖産銀行は、全日本銀行連合である点において他の公庫

と云ふところはなほが、千尋は、總然たる債権取支の千尋（不動
産入債を除く。）をもつて足ることとしてゐる。ことに、各
事業年度の閉會には、すべてこれを積み立てることとし、繰上り付
を行わないことは、経営の自主性を損ないた端のな表現である。
なお、右の外千尋の執行の面においても会計法においてはこれに類
する責任を制限を課す、専断公法に基き目の内容は違ふを認めること
としてゐる。

従つて、日本郵船銀行の業務は、日本方針は、我が國の経済に信
頼し、政府の統制又は干渉を可能ならしめ排除することにあるものと
いうべく、その種々の融資に政府の勢力が介入しないこと、或勿論の
ことである。

三 日本郵船銀行については、大蔵大臣の監督も少く、政府の意志
のあらはな融資政策との関係もいかにするかの。

自立の金融機構を設立し、これに行政機構の役員を任命した以上
これに責任をもつて政府責任をとりあつたものであることが政府と云え
らる。

従つて、復興金融公庫に於けるとく、日本郵船銀行を名義人と
する融資原則、融資方針、貸付別貸付計画などを政府若しくは監督
官たる役員が審議会が決定し、これに基づいて融資すべき旨の
訓令を行政機構を与えるがごときは、必ずしも専断とは考えられな
い。勿論、政府責任を担はざる政府公庫に於けると以上、その点には
おのずからなる法的な制限はしたがうべきものであり、これがため
國庫了済委員として、その監督については、政府の監督、交換及び
公庫に關する貸付利率取支及びこれに關する種々の責任を担はせしめる

裏面白紙

よう措置するものとしてゐる。ここに「総合方針策」といふ、「基本計画」というのは、あくまで一時的な政策であり、基本方針策であり、日本開発銀行のみを対象として産業、交通、金融に関する政策が決定され、又基本計画が策定されるものでないしかも、その願望の仕方は、あくまで、日本開発銀行の目的的意思を基礎とするものであり、例えば、産業界はじめ各界の意見を反映するため、各々の制度及び意見をしんじやく、尊重するがごときは、その一つの方法であらう。

裏面白紙

三 「一社の金種換額が行う金種を精完し、又は奨励する」とは、
いかなる意味か、又は長期資金の供給」とあるのは、どの程度
のものをいうか。(第一條)

日本銀行は、その業務運営において、銀行その他一社の
金融機関と競争してはならないこととなつていたので(第二十
二條)、そのことを異つた意見をとつて争わすならば、「精完
し、又は奨励する」ということとなる。

「精完」といふ「奨励」というも、別段異つたことを争わし
てはぬないが、資金資金の貸付又は資金資金の調達のために発
行される社債の応募(第十八條)第一号及び第二号の
ときは、おしる「精完」であり、銀行その他の金融機関からの
資金資金の借入金を返すために必要を資金の貸付(八号)の
貸付(九号)ときは、おしる「奨励」といふべきであらう。

次に、「長財會」とはどの程度のものをいふかといふと、胡司
 一年以上のものをいふことになつてゐる。これは、資金の貸付の
 期限及び償還した社員の債権期限の双方について同じこととなつてい
 る（第十八条第一項各号）。

日本銀行の法人格は、「公法上の法人」といふが、果して
 日河。

可をもつて公法上の法人といふかといふこと、必ずしもハツ
 たりしてゐるとはいへないが、由來法人の何れも各員の責任を分
 析せずして、これを判断すべきものと考へる。

このように見れば立つて、日本銀行の正に當り各員の責
 任を負ふるならば、これを公法上の法人とすることと致して
 可いといふところといふことである。

- (1) 資本金 全額政府出資
- (2) 役員 総裁、副総裁及び監事は「内閣」大臣の任に
 由り、副総裁及び監事は「内閣」大臣の任に
 由り、副総裁及び監事は「内閣」大臣の任に
 由り、副総裁及び監事は「内閣」大臣の任に
- (3) 役員その他 法令により公法上の法人とみなす。
- (4) 業務内容 公法上の法人の業務に外ならず、銀行業務の
 上各員の責任を
 負ふこととする。

5) 千尋および
決裁

議事録の千尋を国会に提出して、その議決
をうけるとともに、決裁報告書を国会に提出
する。

五 事務所の設置は、どの程度を予定してゐるか。(第三條)

昭和二十六年度千尋に於いては、大夏、名古屋、福岡の三ヶ所
を予定してゐる。ただ、得た復興基金の運用業務を派生した
場合には、その業務分を別に添じ、さらに全国に於いて文書をお
く必要があらう。

六 資本金の項（等四頁第一頁）と、貸の項（等四頁第三頁）との関係はどうか。

資本金の項は、規となるものは、戻還資金からの百億円の出資金であり、それに引当二十六億を減じた二十四億年度以後の各事業年度の半額が引当として一時貸付金に計上され、出資がなされたものとする。従つて、去非上取立的に引当された資金の項は、規定してはいない。ただ、石の去非出資によつて引当に引当する資本金は、別段等四頁の項の項定により六億六千六百萬の項を引けるべき貸付金は、考えられない。ここには引当とは、帳簿が、米穀対日援助基金特別会計又は一時貸付金から現金にこつてあらたに出資する場合は、当然出資とされるものを含むことである。

七 政府出資金に対する引当は何かを考ふるか。（第四頁及び第三十六頁）

これと考ふる。去非の項として、引当金を定めたときは、これを一切立て、貸付金等の引当金を含めて再び戻し得ないこととなつてゐるので当然といふ。しかし、日本銀行の貸付金及び貸付金に引当することとなつてゐる。従つて、それら一時貸付金及び米穀対日援助基金特別会計の引当することとならうが、その引当金は、貸付金に引当することとならう。

八、 皇事の任を主執に一任した理由(一) (第十二卷第二号)
皇事に有識な人才を以て、その責任において皇事を行わしめる
ためには、皇事の任をことに一任することが適當と考えらる
からである。

九、 皇事とは何かを問ふの(一) (第十一卷)
皇事は、皇事の旨を以てして皇行月記に記されるが、これは、
皇事録に記さるる皇事録に記す各事の内容を以てしてのこと
と行ふ。
すなわち、皇事の制を以て皇事に用ひることにより、或る皇事
皇事の中皇事の旨を占むる日(皇事録)の皇事が各事によつて支
持される正しきものと云ふのである。

一〇 役員を調査公考員としなかつた理由あり。(第十七頁)

又調査を調査公考員とすることは、合手、身分關係その他の点
において何等多才の入才を求め得ないことと見るので、これを去
令により公考に從事する職員とみなすに止めた。

一、第十八頁「...の再建及び監事の職務に當りし」とある
が、いかにある意味か。又具體的に本銀行の業務の對り監事はどの
業務のものを予定してゐるか(第十八頁)

云々上は、あくまで日野的意見にとどめてゐる。同様にどの
業務の業務を予定するに於て、資金との關係もあり、今ただちに
決定することは出来ぬ。であるが、電力、海運、石炭、炭、肥料な
どのごときは、まづ對りとならうといつてよい。只その上に、非鉄
金属、石油、手廻り機、食料などがあるとして、いかにどのかの開
通があり、又、電力、海運、石炭、炭、肥料など、當然として見返資金の
見返金がより二十六年度も継続して行われることを考えれば、海
運の通りの大口が分る。すなわち前中盤資金は千定分の一部を本銀
行でやるかどうか、あるいは、電力については、見返資金の投資
百五十億円の外にどの程度の資金の余額が仕舞あるかは前中盤資金などで

まの注いりらぬは、再評、料金更訂の旨等はとも知らんでお
り、本銀行が請うておこなつたこととして、どのまゝの請うをおこな
うかは、未だ未決定の事目といふべきであらう。

一三 「更替の収支、又は、又は補修」とは、どの箇条を含むか（第
十八号第一頁第一号）。

「又得」とは、取崩を請求をもつてゐる、すなわち、更替の建設
新設、増設、修繕などのすべてを包括してゐる。従つて、工費費初
の請求もその中に含まれる。

「又戻」とは、更替の建設にまで行つた場合に、更替に又戻、
収支を加へることによつて、その負債を著しく増大する請求を指し
てゐる。従つて、又戻して負債の減少する請求は含まない。ただ、
又戻の請求とは一應当該更替の目的には更替の目的を達成すること
してゐる。

「更替」は、括弧内に明記してあるように、通常経費で経過すべ
き経費の修繕めらぬは毎年の減価償却分に相当する経費の増額は、
含まないで、いわゆる大規模に属してゐる。それよりその設備の

適宜が追加し、耐用年数が延びるような場合のみを対象としてい
る。ただ、具体的の層では、専らに當つて若干困難な場合もある
う。

一六 運送資金の貸付は行わないか(第十八条)。

行わない。設備資金の貸付に限つては、
長期運送資金については、市甲銀行の資金、或中債券発行銀行
の資金を活用し、又資本設備の輸出に必要な特殊な運送資金は、
日本輸出銀行が供給し、母国日本輸出銀行を補出入銀行に活用し
ためかつまには、補入用長期資金の供給も行いうることとならう。

一五 第十八條第一項第三号の返済資金の貸付、いわゆる市中銀行の
 融資の「肩替り」と考えてよいか。
 然り。ただ「肩替り」の方法としては、返済資金の貸付の方法を
 とつたまでである。實際の運用として、返済資金の貸付をおこな
 っている市中銀行とその貸付をうけている企業との申出により、日
 本開發銀行が返済資金の貸付をおこなう場合が多いであらうから、
 實質的には通常の肩替りと同じ効果をもつてあらう。

一五 第十八條第二項に「確実であると認められる場合に限り」とある
 券を擔うとある主旨は如何（第十八條第二項）。

これは、開發資金の貸付にしても、開發資金の調達のために発行
 される仕債の応募にしても、いづれも市中銀行なり、証券業者等な
 りが貸付又は引受若しくは応募することが困難な場合に、これを行
 うことになつてゐるので、日本開發銀行といえども、その償還に不
 安のある不健全な貸付等を行つてはならないことをめらわしたるの
 である。このことは、返済資金の貸付の場合でも全く同様である。

一六 融資の方法は協賛融資か、又社債の応募は、直接企業に対して
行うのか（第十八條）

協賛融資の方法は、一つの方法であり、全額融資も行われるであ
らう。社債の応募は、証券業者を通せず、直接行う場合もめらう。
しかし、その場合も、社債の利子その他の條件は、第十九條の精神
もしんじやくし、原則として市場出回り分と同水準とすべきであら
う。

一七 貸付利率は、具体的にどの程度となるか（第十九條）

貸付利率は、一般的には、総裁が業務方法書の作成に当つてきめ
ることにならう。ただ、貸付金總全書の平均貸付利率は、年九分九
厘であるので、将来貸付金總全書の平均貸付利率を引きついで場合にお
けるこれら貸付金總全書の利率とのつり合いを考慮し、年九分九厘程度
でまゐることが一、必要と思われる。

（ただこの場合、年十五厘に相当する見返貸金の一度私企業設
計が昭和二十六年に於いて行われたならば、年七分五厘で貸付を
うけ手にしてもかわらず、本銀行となつたため高くなることは不台
理だといふ疑問と日本銀行の貸付利率が七分五厘であるのとの
差をどう与えるかの疑問があることが予想される。然し、貸金
の収支計算を日本銀行の貸付利率に立時に行わず、当初は、明らかに別
項の貸付として完結するため、貸金利率との差額等は、やや詳しい
かも知れない。）

一八 業務の委託は、どの程度に行うか（第二十一條）

日本郵船銀行は、業務の委託を行うのは、例外的場合と考へて
いる。ことに、代理店制度を設けて、融資の申込、調査、審査、
貸付及び管理の一切を代理せしめることは原則として、考へてい
ない。

一九 日本郵船銀行の融資の所限はどの程度に考へているか又その所
限はどのように処理するか。

日本郵船銀行の融資は、市中銀行その他の金融機関の行い得ない
ものを対象とするので、商業ベースに乗る通常の金融に比し、若干
の所限がともなうことはやむを得ない。しかしながら、その融資に
当つては、十分な人員をもつて相手方の個々の企業につき調査、審
査を慎重に行うとともに、担保その他の債権の確保に万全の策を講じ、
いやしくも政府資金の取扱が滞りになるようなおそれがないように
措置させるつもりである。本銀行の融資につき貸金計画などを政府
が審立するがごとき措置を回すこととした主旨も、それによつ
て本銀行の融資の対象又は決定が不当に拘束されるのをおそれたか
らである。

勿論、このような各補償措置によつて融資をした後において、情
勢の変化その他の事情によつて融資の回収が困難であることの最終

的判定がついた場合には、償却等の適当な措置を講ずることとして
いる。これがため利益金は全額損失補てんのための準備金とし
て積み立てることとし、損失補てんにあてる場合をのぞいてはこ
れをとりくづしてはならないこととなつてゐる。(第三十六條)。

二〇 予算を事業収支を余いた損益収支に限定した主旨如何

(第二十四條)

事業収支全体を掲げることとは、日本郵船銀行の能率的運営の果
地から好ましくないばかりでなく、政府資金の運用の適正を期す
るという意味において、損益のみを予算として国会の議決をう
けることとすれば、その目的を達成せられるものといえるからで
ある。なお、予算全般に対する規定は、日本郵船銀行と就ね同じ
である。

二一 利益金の処分を一切横立てとした主旨(可一三三六條)。

利益金を国庫納付することは、それだけ日本殖産銀行の独立的性格を弱めることとなるばかりでなく、これを損失補てんのためにも及び崩しうることを条件として積み立てさせ、将来損失の少いことが判明し、余裕あることが明らかとなつたときは、適当な機会に何等かの方法によつて資本充実に充てさせることができれば、さわめて得策である。かりに、そのような方法がとり得ないとなれば、解散時の資産として国庫に帰属することとなるので、年々国庫に納付するか、解散時に納付するかの問題に陥するのである。

この点と関連し、所得税、法人税、地方税の繰越は、昭和二十年年度以降、とりやめることとなつた。

二二 資金の借入は不可とすれば、運用資産は政府出資のみとなる

のか又外資導入機関として外国からの借入は考えていないのか。

資金の借入は、今のところ一切不可となつている。

本銀行が、将来外資導入機関として外国から借入をうけうることにすることは、可能かつ適当なこととも考えられるが、目下のところこれを将来の問題として残している。

二三 復金の福利義務を承継する日は政令で定めることとなつてい
るが、これは何日か（第四十三條）
未定である。ただ、昭和二十六年三月三十一日までに政令でそ
の日が指定されることは、法律の定めるところである。

二四 福利義務を承継しながら「政府の出資に係るものを除く」
としてゐる主旨如何（第四十三條）

福利義務の本條の場合に、その義務のうちから政府出資相当分を
除き、それに相当する金額が福利義務を承継した日本勧業銀行に対
するめらたな貸付金となつたものとしたものである（第四十七條第
一項）

二五 復金の解散時の設立金は、どの程度か（第四十三條第二項）

現在復金の貸借対照表には設立金として十七億三千万円が計上されているが、これに見合う資産としては、超過納付金三十三億九千七百九十二万五千円が計上されているので、実質的な設立金は、三億三千三百七万五千円に過ぎない。この超過納付金は、昭和二十四年度において、復金の企業会計方式によつて計上された利益金をこえて三十三億九千七百九十二万五千円を内付させられたからである。すなわち、国庫納付金は、収入支出の現金差額となるため、企業会計の利益と合致しないこととなるのである。（その相違の原因は、昭和二十四年度における復金債利子の超過分を損金にたてるが（企業会計）たてないか（国庫会計）の相違にある。）

二六 日本勧業銀行の昭和二十六年年度における剰余金による国庫納付金を四十五億三千二百八十万二千円を根拠としている主旨如何（第四十三條第二項、附則第十項）

復金債金庫の昭和二十六年年度における剰余金による国庫納付として一般会計の歳入に計上ずみの金額は、四十五億三千二百八十万二千円となつてゐる。従つて、昭和二十六年年度中において、復金及び削減を備じて、この四十五億円は国庫に納付する必要が財政全体の立場からあるわけである。

そこで、第四十三條第二項においては、復金が解散するときまでに昭和二十六年年度分の剰余金として昭和二十六年年度に繰り越したものを（これは、十七億円に過ぎないものと推定される。）との合計額が四十五億円をこえたときは、その超過額は、日本勧業銀行に復金の債利業務を承継した日に、日本勧業銀行の準備金として積みたてられたものとし、資本充実に供することとしている。

附則第十項の主旨は、昭和二十六年度に限つて、右の四十五億円の内の幾分を規定しているが、第一に、その順序として、復金から引きついで利益金を充実に定め、次に日本郵政銀行の固有の利益金をおさめることとしている。その主旨は、若しかりに復金の利益金が四十億円であり、日本郵政銀行の利益金が二十億円で、合計六十億円あつたとしたとき、元来日本郵政銀行の利益金をおさめてしまふと、復金の利益金のうち十五億円は、第三十六條等一項の規定によつて積み立てができなくなつて了うからである。

附則第十項の括弧内の主旨は、復金が増額時まで昭和二十六年度の利益金と昭和二十五年年度の利益金で昭和二十六年度に繰り越して納めた金額とがあるときは、その合計額を控除した残りの金額だけを日本郵政銀行に納めればよいという主旨である。

このようにして、日本郵政銀行が國庫に納めた金額があるときは、

その金額は免脱しないと四十五億円の目標達成が不可能になるのである。この分は、法人課、地方課の取扱を規定している（附則第十三、第十四項）。

昭和二十六年四月二十一日
日本郵政銀行
附則第十項の主旨は、昭和二十六年度に限つて、右の四十五億円の内の幾分を規定しているが、第一に、その順序として、復金から引きついで利益金を充実に定め、次に日本郵政銀行の固有の利益金をおさめることとしている。その主旨は、若しかりに復金の利益金が四十億円であり、日本郵政銀行の利益金が二十億円で、合計六十億円あつたとしたとき、元来日本郵政銀行の利益金をおさめてしまふと、復金の利益金のうち十五億円は、第三十六條等一項の規定によつて積み立てができなくなつて了うからである。

二七 復金の解散時の資本金は簡単にいふとどういふことになるか（昭和十五年）

その計算方式は次のとおり。
昭和二十五年末資本金（九百五十三億 七千 三百万円）
減算額の端数（九千万円）
昭和二十六年交回収金国庫内付額
I 昭和二十五年交回収金の昭和二十六年度における国庫内付額（繰越額）二十八億円前後と予想される。I 費中債償還金の国庫内付額 I 未払込資本金額（二十五億三千三百万円）

二八 復金に対する政府出資金を日本郵船銀行に対する貸付金にふりかえた主旨如何及びその利子はどの程度か（第四十六條）
復金に対する政府出資金をそのまま引き返すと、日本郵船銀行の資本金が余り巨額になり、しかも初年度からすなわち昭和二十六年度においてすでに国庫納付額に相当する減資をおこなわなければならぬこととなる。

これは、いろいろな点からみて面白くないので、これを貸付金とし、これに対し一定の利率で利子を支払うこととしたものである。利率は、昭和十五年五分五厘程度とせらるが、将来の増減の情勢で、これを上下しうることとせらる。

昭和二十六年度に貸付利子の支払をしなむ理由としては、十五億円の利子金を国庫納付するに充てられ、これを余額が少くからため、将来は、この利子の増減を考慮して上下することによつて、利子金の増立を抑制し、損失見込の増減に對することもできよう。

二九 「法定出資」といつて、復命債権の回収金が自動的に日本銀行の資本に充てられることを定めていたが、前記にいえば、どういふことか（昭和十七年）

これは、昭和二十七年を以ての原則と昭和二十六年年度の過渡的措置とを分けて考ふる必要がある。

一 昭和二十七年を以て（昭和十七年第一頁）
復命債権の回収が主たるときは、それを半額まで回収からの回収金の返還に充てたものとし、この返還に充てた額だけ一頁の会計から回収出資されたものとしていたのである。すなわち、それだけ新資本金が添付されていくわけである。

二 昭和二十六年を以て（昭和十七年第二頁）

昭和二十六年を以ては、復命債権、その貸付回収金等（中興の償還金を含む）七十六億一千九百六十三万三千円（うち

ち貸付回収金五十五億二千九百六十三万三千円、中興償還金二十億九千九百六十三万三千円）を以て回収することになり、一頁の貸入に上りずみとなつてゐる。そこで、復命及び日本銀行の貸付を通じての金額までを回収しなればならないが、これを回収した後に回収して、その超過金額は相当する金額は、返済からの貸付金を返済して、その不足額を新しに回収出資にふりかゝることとされてゐる（昭和十七年第三頁）
そこで、この七十六億円の内訳をみるとつて、整理されていふといふと、

1) 昭和二十六年年度の貸付回収金で昭和二十六年年度において回収済みのもの（昭和十七年第二十九頁）に充てるものと見込まれてゐる。

2) 昭和二十六年年度の償還金（二十億九千九百六十三万三千円）これは、昭和二十六年及び二十七年の間に充てられた償還金に充つたものである。昭和二十

十六年度において国庫引当することになっている。

(3) 昭和二十六年度における国庫引当金（これは、引当の簿冊によつて大いに異なる。）

(4) 国庫から徴収した債権については日本郵船銀行において生じた国庫引当金（これも引当の簿冊によつて大いに異なる。）

これらの合計が七十六億円に達するまで、日本郵船銀行は、国庫引当しなればならぬ。但し、(1) (2) (3) のつぎ国庫引当金が不足するまでには国庫引当しなればならぬ。これらの合計を七十六億円から控除した残額だけを引当すればよいことになっている。

三〇 国庫の引当業務を包括的に統括するといふが、その損失まで

保証するの（第四十三号）

又今、現在（三月末）八百八十六億円の貸出業務をもつてゐるが、そのうち真正に損失と認められるのは極めておづかぬり、しかも支社の業務の推移に応じて、その計支もたえず変動してゐるので、それに伴つて損失の増減も引当金の不足も必ずしも一定でない。これは、また将来の業務によつて、大きくちがつてくるものと考へられる。

三、 復命から承継した旧債は、日本郵船銀行の新債定と分離して別区分債とする必要はないか。

復命から承継した債について生じた国債金は各課年々の繰上り金に日本郵船銀行に對する新債定に用いられていくことにあつてゐるので、日本郵船銀行の回収金のうち復命からの承継債について生じたものか、日本郵船銀行の新貸付債について生じたものかの區別をする必要はある。従つて、日本郵船銀行が復命の債権を承継した後においては、日本郵船銀行の債權として両者を区分整理することは必要であらう。しかしながら、法律上、両者を区分整理して、例えば、復命からの承継債を「旧債定」として、例えは「整理債定」として日本郵船銀行の新債定と区分すべきことを命ずることは、次のような理由で適當ではないと考えられる。

(1) 日本郵船銀行は、復命から債權を承継した後においては、

これを新債定債務と一体として選言し、その間に差別を認めないことが、日本郵船銀行からの借入金債務者に対する心理的影響の面で望ましい。すなわち、若し、かりに復命からの承継債を「整理債定」にでも上げることになれば、借入人の返済意欲を減殺すること著しいものがあるからである。

(2) 復命からの承継債と新債定とを区分して、両者を「整理債定」あるいは「旧債定」としてもその金目は、新債定の九割程度にもなり、かつ、その整理にこれ十年を要するとすれば、両債定を分けることは、極めて奇妙な情況を造する。

(3) 異議問題として、当初両債定を分けても新債定の貸出のうち若干部分は旧債定の回収金として返済されてくるであらうし、又新旧両債定が貸し付けている同一企業からの回収金を新旧両債定どのように分けるか、不可分債の負担割合をどうするかなどの問題を問及があり、これを十年間も続けることは實際的でない。

裏面白紙

(4) 新旧動定分金の差額、日動定の損失が新動定に及ぶことを避けようとする主旨に出るものと考えらるるが、日動定の損失はそれほど大きくはないと認めらるるばかりでなく、年月の経過により可憫なものであり、これとしても無念するとすれば、いまここで刮目したとき少額の損失を整理して救済すべきであるとの案に成る。これは、償却費付金の相手方の返還金徴収を減殺するつて、好ましくはない。

復興金融金庫の資本金額推移状況

資本金額	変更年月日	法律番号
一〇〇億円	昭和二十一年三月二十五日	昭和二十一年法律第三四号
二五〇	昭和二十二年四月一日	同二十二年法律第四八号
五五〇	凡五	同法律第一〇号
七〇〇	二二二二九	同法律第二二七号
九〇〇	四一二	同法律第二四七号
一三三〇	七一二	同法律第二五〇号
一四五〇	一二二八	同法律第二四七号
一一五〇	二五、三、三一	同法律第二四九号
一〇八〇六三 <small>百万円</small>	九、三〇	同法律第二五七号

裏面白紙

裏面白紙

復興金融全庫に対する政府出資金拂込状況

繰込年度	繰込額	財源
昭和二十一年度	四〇〇〇〇〇〇〇千円	一般会計
同二十二年	三〇〇〇〇〇〇〇	同
同二十三年	一八〇〇〇〇〇〇〇	同
同二十四年度	三〇〇〇〇〇〇〇 六二四六七〇〇〇〇	同 交付公債（見込資金に よる償還）
合計	一一七四六七〇〇〇	

復金の減資推移

昭和二十三年度末における資本金額	一四五、〇〇〇百円
内 松込資本金	一一七、四六七
末松込資本金	二七、五三三
昭和二十四年度末における減資額	三〇、〇〇〇
内 松込資本金	五、〇〇〇
末松込資本金	二五、〇〇〇
昭和二十五年年初めにおける資本金額	一一五、〇〇〇
内 松込資本金	一一二、四六七
末松込資本金	二、五三三
船舶公団に対する借金の相殺減資額	六、九三七
昭和二十六年一月末における資本金額	一〇八、〇六三
内 松込資本金	一〇五、五三〇
末松込資本金	二、五三三
昭和二十五年年度末における減資予定額	一一、六〇〇
昭和二十五年年度末における資本金予定額	九五、四六三
内 松込資本金予定額	九二、九三〇
末松込資本金予定額	二、五三三

裏面白紙

昭和二十四年度復金債償還状況

月別区分	償還額	日銀保有分	その他保有分	備考
昭和二十四年四月	一六〇〇〇〇〇〇	八一九八〇〇	七八〇二〇〇	
五月	七〇〇〇〇〇〇	六〇五二七〇〇	九四七三〇〇	
六月	六五〇〇〇〇〇	五七三六九〇〇	七六三二〇〇	
七月	六四〇〇〇〇〇	四〇七六四五〇	二三二一五五〇	
八月	三九〇〇〇〇〇	二二〇〇八〇〇	一六九九二〇〇	
九月	一〇六八〇〇〇〇	六七三三四五〇	三八八六五五〇	
十月	八四〇〇〇〇〇	四七八五二五〇	三六一四八五〇	
十一月	一〇七〇〇〇〇〇	八五五六八〇〇	二二四三二〇〇	
十二月	三〇四九五八五〇	二二二二九〇〇	八三七二九五〇	
二十五年一月	二五五九〇〇〇	〇	二五五九〇〇〇	見込金による償還
二月	六六四五二五〇	〇	六六四五二五〇	
三月	一五三三〇〇〇〇	〇	一五三三〇〇〇〇	
合計	一〇九一〇〇〇〇〇	六一〇六八九五〇	四八〇三三〇五〇	政府出資金による償還及び交付金債による償還並びに自己資金による償還

裏面白紙

年度別業種別貸出回収表

業種別	21年度		22年度		23年度		合計		24年度		25年度		合計		累計	
	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
飲食業	1579277	24600	25224555	5015577	32610727	6022220	60573561	9260499	29300	1248171	20650	1621170	53953	16503765	60532519	2375256
畜産工業	42312	690	840121	44726	4380155	121255	5062556	166279	212160	237793	155098	610346	370254	1050229	5022912	1220818
金属工業	356255	1700	1445054	226732	2922501	507103	5100220	312517	335660	771163	62725	535553	391625	1321731	5539477	2165365
機械器具工業	236222	36493	2105006	154679	4350670	406679	7322121	711211	1012592	1166300	105022	607837	1157910	1806634	2500025	2602500
窯業	51126	870	131113	12410	302375	50052	476779	63566	2265	127366	15500	75707	82124	20543	575066	269079
化学工業	125472	90152	4605326	675002	1120069	1121179	1172561	1722163	1012262	100205	42325	1060809	1056733	2670376	1322336	4172017
製材業	70257	3020	15505	9715	25557	1535	50011	2260	2100	2272	20926	20799	23720	51541	526735	80121
電気業	305220	2266	2591600	8720	1112254	32675	3222703	42050	115993	3471972	0	1141605	115794	5013607	2225227	5020067
印刷業	200	0	3030	11309	322	17100	3025	2027	0	560	0	2304	0	775	39023	32207
土木建築業	4242	3590	7072	99200	46052	27136	42360	10552	0	2347	1700	19020	1700	63206	425660	173500
窯業	12650	185	42860	2075	16500	1502	199130	1572	450	21760	4330	21187	11730	62167	210364	58929
水産業	492796	17200	2362507	6520	226035	36099	572332	229131	76706	76222	53001	361725	129737	1005447	5053070	157636
交通業	120566	550	1669710	120411	112730	577150	6512036	762120	111230	1063062	60420	600020	201550	1033001	679706	228711
その他	70145	1320	395514	190361	126215	11636	2156619	11005	17005	359195	25257	173022	42705	532130	2179366	823635
小計	6173022	188133	6152507	2500062	30411749	211207	32590705	16707172	3650365	22711324	596422	6925200	6265917	24305320	32737672	42762610
公団	0	0	5521544	37016226	1137108	15072070	22972023	18752750	0	657261	0	1072170	0	17517571	25257010	10762657
合計	6173022	188133	6704651	28702248	31548857	22627977	34467975	18577322	3650365	29768585	596422	8097370	6265917	26057091	35263372	53525267

注(1) 24年度の回収中、天仁公衆によるものは次の通り 累計 14111173千円 内訳 石炭業 1079333千円 鉄道業 325425千円 電気業 2992000千円

(2) 24年度の回収中、農林公団の貸付金割合は次の通り 累計 4140420千円 内訳 食料品産出公団 2174900 海軍公団 11120 農林公団 800000 農林公団 334000

(3) 24年度の回収中、住宅営団の地方債による回収金は、499千円である。

(4) 23年度貸付金 1960千円(内訳 機械70千円、海運50千円、水産120千円) は全額勘定では3月末決算締め日に処理出来なかつたため24年度貸付金として処理した。

裏面白紙

二十六年二月末業種別残高表

業種別	件数	金額	件数	金額	件数	金額	合計
鉱業	六三三	三三六、〇六九	一一三	三、四〇、四九五	七三五	三、七〇、二五八	三、七〇、二五八
(石炭)	三五〇	三、一六五、九三二	二七	三、一八七、三三三	三七七	三、四〇五、三三三	三、四〇五、三三三
織造工業	一、五三七	四、二七七、九六八	二五	一、五四〇、五	一、五六三	四、二九三、三七三	四、二九三、三七三
金属工業	一一一	二、〇五八、二八八	五九	二、二六四、八〇二	二七〇	二、三三三、〇九〇	二、三三三、〇九〇
(鉄)	五五	一、六八八、七〇四	二五	一、〇五〇、七九一	五八	二、七三九、四九五	二、七三九、四九五
機械器具工業	一、〇〇二	一、六六八、三七三	四二	四、一七五、一三九	一、四二二	五、八四三、五一二	五、八四三、五一二
窯業	二一九	二、九二八、五五六	二八	二、〇〇〇、〇	二四七	三、一三六、六〇	三、一三六、六〇
化学工業	六五三	七、九五五、五九九	七二	一、二五二、三五七	七二三	九、二〇五、九一六	九、二〇五、九一六
(肥料)	八三	五、〇三二、四八七	一三	九、八九一、四三	九五	六、〇二七、六二九	六、〇二七、六二九
電気業	一七	一、七四九、三〇五	三	一、〇九三、三	一九	一、七五〇、三九〇	一、七五〇、三九〇
瓦斯業	一	三二〇	一	三二〇	一	三二〇	三二〇
水産業	九〇四	四、三三三、七四九	一七	三、〇七四、五	九二一	四、三三八、二九四	四、三三八、二九四
交通業	五四四	四、三三九、〇五五	四	一、七七八、八	五四八	四、三四六、八三三	四、三四六、八三三
(海運)	二五三	三、六七五、八九八	二	一、三六八、	二五五	三、六七七、二六八	三、六七七、二六八
其他	二二七	一、五八三、六五二	二一九	三、七六五、四〇	一、三四六	一、七六〇、一九三	一、七六〇、一九三
小計	六、八三三	七、七四三、一五七	九六一	一、〇五六、七六八	七、七九六	八、七九九、三三三	八、七九九、三三三
公団	二	六、五六八、八一	一	一、〇五六、七六八	一	六、五六八、八一	六、五六八、八一
合計	六、八三三	七、八〇八、四四五	九六一	一、〇五六、七六八	七、七九七	八、八六五、二二二	八、八六五、二二二

裏面白紙

25年度・業種別回収実績表

(単位千円)

業種別	25年第14月期	25年第24月期	25年第34月期	25年12月	合計
鉱業	415341	424742	412493	365467	1622124
(内石灰)	(310,150)	(263,977)	(241,404)	(284,079)	(1,100,610)
繊維工業	127042	125178	129981	162132	614333
金属工業	116223	140683	144145	134457	535508
(内製鉄)	(77407)	(107216)	(27818)	(115467)	(327908)
機械器具工業	174445	142895	194768	127721	639829
窯業	23323	28435	17296	6263	75317
化学工業	35216	273542	368394	171157	1062209
(内肥料)	(182,092)	(184,887)	(207,577)	(120,480)	(694,936)
製紙業	7296	2246	2187	4576	23797
電気業	399490	376325	256967	102253	1,141,635
瓦葺業	540	620	242	300	2308
土木建築業	2954	6777	4990	4767	19428
農林業	6032	6119	6214	2222	21277
水産業	62682	120541	75070	77432	341725
交通業	157425	194314	151206	131278	640,023
(内船運)	(85483)	(51,548)	(81,973)	(101,014)	(420,018)
その他	71712	44304	32724	12849	173,649
小計	1,896,976	1,791,261	1,817,149	1,314,031	6,925,417
公団	2853,027	267,200	264,503	0	3,984,730
合計	4,750,003	2,764,461	2,081,652	1,314,031	10,910,147

(備考) 外に25年度第2・4半期中に船船公団より116,937,000千円減資相殺としての回収がある。

裏面白紙

裏面白紙

1. 國庫	三九,四七三,八六九	一般代理	四八,二一四,〇三三
2. 有価証券内訳	八九六,九四九	債中	九八,二六九
3. 預金・貯蓄	五,三七五,六九九	地方債	八,七八五
4. 支払手形内訳	二八九,二〇一	(繰上)	二〇,一七八
5. 年当初以来の増減	二,七四五	損失繰戻	一五,一八四〇
保証執行累計	一〇,九一〇,一四七	中小企業保証	一九六,二六〇
	五九六,六二二		

(繰上金額六九三,七〇〇を除外)

昭和二十五年度予想貸借対照表

(単位千円)

借		貸	
	方		方
繰上資本金	二五三三〇〇〇	資本金	九五四六三〇〇〇
超過納付金	三三九七九二五	積立金	三七三〇〇〇〇
貸出金	八七七八四一三九	貸出受入金	四一二八四三
支那承諾見返	五九三五一五	支拂承諾金	五九五五一五
有価証券	七四九六一五三	仮受金	二〇〇〇〇
予ヶ金	五〇九六八		
代理店基金	四八九七		
不動産	二一七六一		
仮拂金	一〇〇〇〇		
減資引当金	九〇〇〇〇	純益金	七八六八〇〇〇
六二〇五〇〇〇			
合 計	一〇八〇八九三五八	合 計	一〇八〇八九三五八

裏面白紙

裏面白紙

復興金融金庫昭和二十五年年度余裕金

(單位百円)

回収金関係		損益金関係	
前年度繰越受入	四、四三六	前年度繰越受入	六九三
回収金	一、三二五	事業収入	七七八
小計	一、六六一	小計	八四六一
保証履行	九三九	諸経費	五九三
差引	一、五六二	差引	七八六
國庫納付消額	一、六九〇	國庫納付消額	六一〇五
余裕金	二、九三二	余裕金	一、七六三
余裕金合計	四、六九五		

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

信用協同組合事業免許基準令の一部を改正する政令案

内閣は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第二條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

信用協同組合事業免許基準令（昭和二十六年政令第3号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（事業を行う地区の基準）

第二條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七十六條に規定する信用協同組合（以下「組合」という。）又は同法第七十七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「連合会」という。）が事業を行うとする地区は、その地区内における金融経済の事情に照らし、当該組合又は連合会が事業を行うのに適切なものとして認められるものでなければならぬ。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

13-16

裏面白紙

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

理由
増田臨時組合又は増田臨時組合連合会の行う命書事業の免許の基準のうち命書事業を行う地区に關する基準について所定の改正を加える必要があるからである。

裏面白紙



昭和二十六年三月
第十回 答

想定問答

(日本開發銀行関係)

銀行局

三六

- 一、日本開發銀行の業務運営の基となる方針如何。
- 二、日本開發銀行については、大蔵大臣の監督権が少く、政府の意志あるいは産業政策への調整をいかにするか。
- 三、「一般の金融機関が行う金融を補充し、又は奨励する」とは如何なる意味か、又は「長期資金を供給する」とあるのは、どの程度の意味か、ものをいふか。
- 四、日本開發銀行の法入格は、「公法上の法人」といふが、果して如何。
- 五、業務の設置は、どの程度を予定しているか。
- 六、資本金の額(第四條第一項)と増資の規定(第四條第三項)との関係は如何なるか。
- 七、政府出資金に対する配当は如何に考へるか。
- 八、理事の任命を總裁に一任した理由如何。
- 九、参事とはいかなるものか。
- 一〇、役員を国家公務員としなかつた理由如何。

一、第十八條に「經濟の再建及び産業の開発に寄與する」とあるが、いかなる意味か、又具体的に本銀行の業務の対象業種はどの程度のもを予定しているか。(第十八條)

一、二、設備の取得、改良、又は補修とは、その範圍を合むか。(第十八條第一項第一号)

一、三、運搬資金の貸付は行ふか。

一、四、第十八條第一項を以て、この運搬資金の貸付、いわゆる市中銀行融資の「肩替り」と考えてよいか。

一、五、第十八條第一項、確定であると思われ、此の場合に限つて業務を行ふとある主旨は如何か。

一、六、融資の手法は協賛融資か、又社債の公募は、直接企業に対して行うか。

一、七、貸付利率、責任の程度となるか。(第十八條) (第十八條)

一、八、業務の委託は、程度に行うか。(第二十一條)

一、九、日本郵政銀行の融資、危険はどの程度に考えているか、又その危険はどの程度に管理するか。

二、〇、予算と事業、これに於いて、限定した主旨如何か。

二、一、利益金の処分、一切積立とした主旨如何(第三十六條)

二、二、資本の増入、増減、これに、運用資金は政府出資のみとなるか、又外資の増入、減入、これに、増減する日は、法令で定められているか、これは如何か。

二、三、政府義務を包括承継するから、政府の出資に係るものを除くとして、いふ主旨如何か。

二、四、後金の繰戻、積立金は、どの程度か。(第四十三條第二項)

二、五、日本郵政銀行の昭和二十六年度における剰余金による国庫納付を四十五億とする旨、これに、その限度としている主旨如何。(第四十三條第二項)

二、六、後金の解散時、資本金は簡單にいうこととなるか。

二、七、後金に対する政府出資金を日本郵政銀行に対する貸付金にふりかえた主旨如何及びその利の程度か(第四十六條)

二、八、法定出資とあつて、後金債権の回収金が自動的に日本郵政銀行の資本金になることを定め、簡單にいえば、どういふことか。(第四十七條)

裏面白紙

三〇、復金の権利義務を包括的に承継するというが、その損失まで承継するの
か。(才四十三條)
三一、復金から承継した権利義務は、日本開發銀行の新勘定と分離して別途区
分經理する必要はないか。
三二、復興金融會庫関係参考資料

一、日本郵船銀行の業務運営の基本方針如何

日本郵船銀行は、全国政府機関であり、その性質も公法上の法人と規定されているが、その業務については、日本郵船銀行に準じ、罷りかぎり政府の直接の統制から独立したものであるものとして運営せしめることとしている。

これがため、左のような措置を講じている。

(一) 役員の人選及び役員会の独立

1) 総裁、副総裁及び監事は、内閣府長官の任命となつてゐるが、理事長及び理事の任命は、一切総裁に委せてゐる。
(公庫は、通常、総裁及び監事については内閣府の承認をうけて主務大臣が任命し、理事については、総裁が主務大臣の認可をうけて任命することとなつてゐる。従つて、本銀行は、むしろ公共企業体たる国有鉄道公社に類似してゐる。

る。

2) 役員会の地位は、他の公庫と異り、國家公務員法による諸制限を排除するため、國家公務員とせず法令により公務に従事する役員といふことになつてゐる。

(この点及会、日紙に同じ。)

(二) 評議可規定の整理

法律上の評議可事項は、一切ない。例えば、定款の修正及び変更、財務諸表の作成及び公告のときも単に大蔵大臣への届出をもつて足りることとし、事務上の設置のときも銀行の組織に関する重要事項についても、大蔵大臣の認可を要しないこととなつてゐる。業務運営の基準を定める業務方法書についても、ただ作成すればよいこととなつてゐる。

(三) 予算による河東の統制

日本郵船銀行は、全國政府出資である点において他の公庫

と云ふところは、千尋は、總務省の千尋一不動
事務入費を除く、一をもつて是りることとしてゐる。ことに、
事務年度の閉鎖金は、すべてこれを積み立てることとし、國庫府付
を行つたことは、議員の自主性を損じた端的な表現である。
なお、石の千尋の執行の面においても、会計云々のことはこれに類
する可きな制限を課す、専断公法主義の自由な運用を認めること
としてゐる。

従つて、日本郵船銀行の業務の進歩方針は、議院の議論に信
頼し、政府の幹綱又は干渉を可成り排除することにあるものと
いうべく、その進歩の強弱に政府の意向が介入しないことは勿論の
ことである。

二

日本郵船銀行については、大蔵大臣の監督も少く、政府の意志
のあらはな進歩政策等との調整をいかにするかの

独立の全權機關を設立し、これに河野清の役員を任命した以上
これに責任をもつて政府責任をとりあつたこととが本筋と云え
らる。

従つて、復興金融會社におけるとく、日本郵船銀行を各個人と
する融資準備、融資方針、業務別資金計画などを政府に諮し、監督
受託たる役員が年總會が賛成し、これに基として融資すべき旨のま
副法にし、指導を予えらるがごときは、必ずしも專断とは云えられな
い。勿論、政府資金を運用する政府會社以上、その運用には
おのずからある法的要請にしたがうべきものであり、これがため
閣議了案案として、その運用については、政府の監督、交通及び
金融に関する法律の條文及びこれに基き進歩するに留意せしめる

裏面白紙

よう指し示すものとしてゐる。ここに「総合的施策」といふ「基本計画」というのは、あくまで一段的な政策であり、基本的な計画であり、日本開発銀行のみを対象として産業、交通、金融に關する政策が決定され、又基本計画が決定されるものではないのかも、その順位の仕方、あくまで、日本開発銀行の目的的意思を基礎とするものであり、例えば、産業界はじめ各界の意見を反映するため各々の制度及び意見をしんじやく、尊重するがごときは、その一つの方法であらう。

三 「一」の金銀貨が行う全額を精造し、又は奨励する」とは、
いかなる意味か、又「長期資金の供給」とあるのは、どの程度
のものをいうか。(第一案)

日本銀行は、その業務運営において、發行その第一の
金融政策と競争してはならないこととなつてゐるので(第二
二案)、そのことを異つた意見をとつて替わすならば、「精造
し、又は奨励する」ということとなる。

「精造」といふ「奨励」というも、別段異つたことを考へし
てはゐないが、増資資金の貸付又は増資資金の調達のために發
行される社債の応募(第十八條第一号第一号及び第二号)の
ときは、おし「精造」であり、銀行その他の金融機関からの
増資資金の借入金を返済するために必要な資金の貸付(十九
号)のときは、おし「奨励」というべきであらう。

次に、「漫遊會」とはどの程度のものをいふかといふと胡弓
 一年以上のものを用ふことになつてゐる。これは、資金の蓄積の
 期は及び感蕙した社員の積極的の求方についてのことまつてい
 る（第十八頁第一頁各号）。

日本信託銀行の法人は、「公法上の法人」といふが、果して
 日河。

可をもつて公法上の法人といふかといふことは、必ずしもハブ
 ンリしてゐるとはいへない。自發法人の有する各員の生を介
 折除きして、これを判断すべきものと考ふる。

このより信託銀行に立つて、日本信託銀行の正統的なる各員の
 王を助養するならば、これを公法上の法人とすることと致して
 其のなほとことといふことができる。

- 1) 資本 金 全 國 政 府 日 貨
- 2) 役員 員 總 裁 兼 副 總 裁 兼 監 査 長 兼 大 臣 の 任 命
- 3) 役員 員 の 補 任 法 令 以 上 の 公 法 的 選 任 手 続 必 要 と 考 へ ず
- 4) 業務 内 容 公 法 的 選 任 手 続 必 要 と 考 へ ず、その 業 務 につ いて 公 法 的 選 任 手 続 必 要 と 考 へ ず、その 業 務 につ いて 公 法 的 選 任 手 続 必 要 と 考 へ ず

6)

千尋および
決算

議決案の千尋を国会に提出して、その議決
案をうけるとともに、決算報告を国会に提出
する。

其

事務所の設置は、どの程度を予定してゐるか。(第三條)

昭和二十六年は千尋に於いては、大阪、名古屋、福岡の三ヶ所
を予定してゐる。ただ、得永復興基金の運用業務を承継した
場合は、その二業分主に添じ、さらに全国に当該の支店をお
く必要があらう。

八 皇事の任を主執に一任したる由り、(第十二條第二項)
皇事に有する人才を悉く、その責任に於いて皇事を行わしめる
ためは、皇事の任をことに一任することが相当と考えらるる
からである。

九 皇事とはいかにあるものか(第十三條、第十四條)
皇事は、皇事の旨を以て執行するに依るが、これには、
皇事の旨を以て執行するに依るが、これには、

とす。皇事の旨を以て執行することにより、或る皇事
皇事の中核的皇事を占める日よ皇事執行の皇事が各皇事によつて支
持されたる皇事とあるであらう。

一〇 支店員を調査公考員としなかつた理由目録。(第十七号)

又、支店員を調査公考員とすることは、合手、身分關係その他の点
において多岐多才の人才を養育することと成るので、これを去
令により公考に從事する員とみなすに止めた。

一、 第十八号「支店の再建及び經營の困難に際する」とある
が、いかなる支店か。又、具体的に本銀行の業務の對策はどの
程度のものを予定してゐるか。(第十八号)

支店上は、あくまで經營的考慮にとどめてゐる。現時のどの
支店の業務を予定するかは、資金との關係もあり、今ただちに
決定することはない。であるが、電力、海運、石炭、炭、肥料な
どのごときは、まづ對峙とまるといつてよい。只その上に、非
常、石油、守屋、言はなほなどを行つては、然らばどうかの問
題があり、又、電力、まよたつては、必然として見返資金の直
接支店が三月二十六年度も繰りして行われることを考えれば、海
運の支店の五〇%分、すなわち前中興資金半定分の一部を本銀
行でやるかどうか、ゆゑは、電力については、見返資金の投資
百五十萬圓の外にどの程度の資金が本銀行に前中興資金などで

酒造が著加し、耐用年数が延びるような場合のみを対象としてい
る。ただ、具体的に見れば、専らに當つて若干困難な場合もある
う。

一三 運送資金の貸付は行わない(第十八條)。

行わない。設備資金の貸付に限つては、

長期運送資金については、市川銀行の資金、或中債券発行銀行
の資金を旨用し、又資本設備の輸出に必要な特殊な運送資金は、
日本輸出銀行が供給し、母米日本輸出銀行を輸出入銀行に交組し
たのかつきには、輸入用長期資金の供給も行いうることを云う。

一四 第十八條等一百零三號の返済資金の貸付。いわゆる市中銀行の
融資の「肩替り」と考えてよいか。
然り。ただ「肩替り」の方法としては、返済資金の貸付の方法を
とつたまでである。實際の運用として、返済資金の貸付をおこな
つてゐる市中銀行とその貸付をうけている企業との申出により、日
本開發銀行が返済資金の貸付をおこなう場合が多いであらうから、
實質的には通常の肩替りと同じ効果をもつてあらう。

一五 第十八條等二百に「確実であると認められる場合に限つて」美
券を稼うとある主旨は如何（第十八條等二百）。

これは、開發資金の貸付にしても、返済資金の調達のために発行
される社債の応募にしても、いづれも市中銀行なり、証券業者
なりが貸付又は引受若しくは応募することが困難な場合に、これを行
うことになつてゐるので、日本開發銀行といえども、その償還に不
安のある不健全な貸付等を行つてはならないことをめらわしたるの
である。このことは、返済資金の貸付の場合でも全く同様である。

一六 融資の方法は協賛融資か、又社債の応募は、直接企業に對して行ふのか（第十八條）

協賛融資の方法は、一つの方法であり、全額融資も行われるであらう。社債の応募は、証券業者を通せず、直接行ふ場合もあらう。しかし、その場合も、社債の利子その他の條件は、第十九條の精神もしんじやくし、原則として市場出回り分と同程度とすべきであらう。

一七 貸付利率は、具体的にどの程度となるか（第十九條）

貸付利率は、法的には、議裁が業務方法書の作成に當つて定めることにならう。ただ、復興金融公庫の平均貸付利率は、年九分九厘であるので、將來復興金融公庫の貸付利率を引きついで場合におけるこれら貸付利率の利率とのつり合いを考慮し、年九分九厘程度でまゐることが一應考慮される。

一八 この場合、二十五億円に相当する見込資金の一成私企業投資が四月二十六年度に於いて行われたならば、年七分五厘で貸付をうけ得たにもかかわらず、本銀行と違つたため高くなることは不可理だという質問と日本郵船銀行の貸付利率が七分五厘であるのとの疑問をどう考へるかのが質問がめることが予想される。殊に、復興金融公庫を日本郵船銀行の設立時に行わず、当初は、明らかに別箇の設備として築造するため、復興金利との懸隔等は、やや否しめられない。

一八 業務の委託は、どの程度に行うか（第二十一條）

日本郵船銀行は、業務の委託を行うのは、例外的場合と考えている。ことに、代理店制度を設けて、融資の申込、調査、審査、貸付及び管理の一切を代理せしめることは原則として、考えていない。

一九 日本郵船銀行の融資の危険はどの程度に考えているか又その危険はどのように処理するか。

日本郵船銀行の融資は、市中銀行その他の金融機関の行い尋ないものを対象とするので、商業ベースに乗る通常の金融に比し、若干の危険がともなうことはやむを得ない。しかしながら、その融資に当つては、十分な人員をもつて相手方の個々の企業につき調査、審査を慎重に行うとともに、担保その他積立の確保に万全の策を講じ、いやしくも政府資金の取崩が漏落になるようなおそれがないように措置させるつもりである。本銀行の融資につき資金計画などを政府が崩立するがとき措置を回替することとした主旨も、それによつて本銀行の融資の対象又は決定が不当に拘束されるのをおそれたからである。

勿論、このような各補償措置によつて融資をした後において、情勢の変化その他の事情によつて融資の回収が困難であることの最終

的判定がつかぬ場合には、償却等の適當な措置を講ずることとしてゐる。これがため利益金は全額損失補てんのための準備金として積み立てることとし、損失補てんに充てる場合をのぞいてはこれをとりくづしてはならないこととなつてゐる。(第三十六條)。

二〇 予算を事業収支を除いた損益収支に限定した主旨如何
(第二十四條)

事業収支全体を掲げることとは、日本郵船銀行の能率的運営の泉源から好ましくないばかりでなく、政府資金の運用の適正を期するといふ意味においては、損益のみを予算として国会の議決をうけることとすれば、その目的を達成せられるものといえるからである。なお、予算全般に対する規定は、日本郵船銀行と違ね同じである。

二一、 利益金の処分を一切横立てとした主旨即可（第三十六條）。
利益金を國庫納付することは、それだけ日本開發銀行の独立的
性格を弱めることとなるばかりでなく、これを損失補てんのため
にのみ取り崩しうることを條件として積み立てさせ、将来損失の
少いことが判明し、余裕あることが明らかとなつたときは、適當
な機会に何等かの方法によつて資本充実に充てさせることができ
れば、まわめて得策である。かりに、そのよりな方法がとり得な
いとすれば、解散時の資産として國庫に帰属することとなるので、
年々國庫に納付するか、解散時に納付するかの相違に著するので
ある。

この点と関連し、所得税、法人税、地方税の増徴は、昭和二十
七年度以降、とりやめることとなつた。

二二、 資金の借入は不可とすれば、運用資産は政府出資のみとなる
のか又外資導入機關として外國からの借入は考えていないのか。
資金の借入は、今のところ一切不可となつてゐる。
本銀行が、将来外資導入機關として外國から借入をうけうるこ
ととすることは、可能かつ適當なことも考えられるが、目下のこ
ところこれを将来の問題として殘してゐる。

二、復金の権利義務を承継する日は政令で定めることとなつてい
るが、これは何日か（第四十三條）
未定である。ただ、昭和二十七年三月三十一日までの政令でそ
の日が指定されることは、法律の定めるところである。

二、権利義務を包括承継しながら「政府の出資に係るものを除く」
としている主旨如何（第四十三條）

権利義務の承継の場合に、その義務のうちから政府出資相当分を
除き、それに相当する金額が権利義務を承継した日本勧業銀行に対
するめらたな貸付金となつたものとしたものである（第四十七條第
一項）

二五 復命の解散時の積立金は、どの程度か（第四十三條第二項）

現在復命の借借対照表には積立金として十七億三千万円が計上されているが、これに見合う資産としては、超過納付金三十三億九千七百九十二万五千円が計上されているので、實質的な積立金は、三億三千三百七万五千円に過ぎない。この超過納付金は、昭和二十四年度において、復命の企業会計方式によつて計算された利益金をこえて三十三億九千七百九十二万五千円を内付させられたからである。すなわち、国庫納付金は、収入支出の現金差額となるため、企業会計の利益と合致しないこととなるのである。（その相違の原因は、昭和二十四年度における復命債利子の経過分を復命にたてるが（企業会計）たてないか（国庫会計）の相違にある。）

二六 日本勧業銀行の昭和二十六年度における剰余金による国庫納付金を四十五億三千二百八十万二千円を限度としている主旨如何（第四十三條第二項、附則第十項）

復命企業法章の昭和二十六年度における剰余金による国庫納付金として一級会計の繰入に計上すみの金額は、四十五億三千二百八十万二千円となつてゐる。従つて、昭和二十六年度中において、復命及び崩壊を通じて、この四十五億円は国庫に納付する必要が財政全体の立場からあるわけである。

そこで、第四十三條第二項においては、復命が解散するときまでに昭和二十六年度分の剰余金として昭和二十六年度に繰り越したものを（これは、十七億円に過ぎないもの）と主張される。一との会計処理が四十五億円をこえたときは、その超過額は、日本勧業銀行に復命の債利業務を承継した日に、日本勧業銀行の準備金として積みたてられたものとし、資本充実をはかることとしている。

附則第十項の主旨は、昭和二十六年年度に限つて、右の四十五億円の内のうち、債務を規定しているが、等一に、その順序として、復金から引きついで利益金を先きに利め、次ぎに日本郵船銀行の固有の利益金をおさめることとしている。その主旨は、若しかりに復金の利益金が四十億円まであり、日本郵船銀行の利益金が二十億円、合計六十億円あつたとしたときに、元きに日本郵船銀行の利益金をおさめてしまうと、復金の利益金のうち十五億円は、第三十六條等一項の規定によつて積み立てができなくなつて了うからである。

附則第十項の括弧内の主旨は、復金が出発時までに昭和二十六年年度の利益金と昭和二十五年年度の利益金で昭和二十六年年度に達し越して納めた金額とがあるときは、その合計額を控除した残りの金額だけを日本郵船銀行は納めねばよむという主旨である。

このようにして、日本郵船銀行が國庫に納めた金額があるときは、

その金額は免脱しないと四十五億円の目標達成が不可能になるので、この分は、法人税、地方税の負担を規定している（附則第十三、第十四項）。

昭和二十六年三月三十一日
日本郵船銀行
附則第十項の主旨は、昭和二十六年年度に限つて、右の四十五億円の内のうち、債務を規定しているが、等一に、その順序として、復金から引きついで利益金を先きに利め、次ぎに日本郵船銀行の固有の利益金をおさめることとしている。その主旨は、若しかりに復金の利益金が四十億円まであり、日本郵船銀行の利益金が二十億円、合計六十億円あつたとしたときに、元きに日本郵船銀行の利益金をおさめてしまうと、復金の利益金のうち十五億円は、第三十六條等一項の規定によつて積み立てができなくなつて了うからである。

二五 復会の解散時の資本金は簡単にいうとどういふことになるか（第四十五條）

その計算方式は次のとおり。

昭和二十五年歳末資本金（九百五十三億七千三百万円）
減資額の端数（九千万円）
昭和二十六年歳末資本金（九百四十四億八千万円）
昭和二十五年歳分回収金の昭和二十六年歳末における還付額（繰越額）二十八億円前後と予想される。
昭和二十六年歳末資本金（九百一十六億八千万円）
の還付額（未払込資本金）二十五億三千三百万円。

二八 復会に対する政府出資金を日本郵船銀行に対する貸付会にふりかえた主な如何及びその利子はどの程度か（第四十六條）
復会に対する政府出資金をそのまま引き継ぐと、日本郵船銀行の資本金が余り巨額になり、しかも初年度からすなわち昭和二十六年度においてすでに国庫納付額に相当する還付をおこなわなければならぬことになる。

これは、いろいろな点からみて面白くないので、これを貸付会とし、これに対し一定の利率で利子を支払うこととしたものである。利率は、昭和五年五分五厘程度とあるが、将来の増減の情勢で、これを上下しうることとなる。

昭和二十六年度に貸付利子の支払をしなむ理由としては、四十五億円の利金を国庫納付するたりに、同額を余額がなからぬこと、将来は、この利金の利子を貸付会に上つて上下することによつて、利金金の積立を助成し、損失見込の増減に對することもできよう。

二九 「法定出資」といつて、復会債権の回収会が自動的に日本南
洋銀行の資本となることを定めていたが、第五にいえば、どう
いうことか（第四十七条）

これは、昭和二十七年改定法の原則と昭和二十六年改定の過渡的
措置とを分けて考える必要があらう。

一 昭和二十七年改定法（第四十七条第一項）

国会から成立した債権回収法について回収会が主じたときは、それ
を半半とまで政府からの貸付金の返還に充てたものとし、こ
の返還に充てた額だけ一委員会から政府出資されたものとして
いらのである。すなわち、それだけ新資本会が添付されて、く
わけである。

二 昭和二十六年改定法（第四十三条第二項）

昭和二十六年改定法においては、国会は、その貸付回収会等（皇
中興の債権会を含む。）七十六号一千九百六十三万三千元（う

ち貸付回収会五十五号二千九百六十三万三千元、皇中興債権会
二十号九千九百元）を国会に付することとなつており、一委員
会の返入に上せずと定めていた。そこで、国会及び日本南
洋銀行を通じてこの会債権を付したければならぬが、これ
を付した後にいては、その超過金は相当する会債は、政
府からの新貸付金を返還して、その返還に充てた額に限り
返入することを定めていた（第四十七条第三項）

そこで、この七十六号内は、これをよつて譲渡されて
いふとらうと。

(1) 昭和二十五年改定法の改正回収会では昭和二十六年改定法に
おいて、新貸付するもの（皇中興一七二九号）に充てられるもの
と見込まれてゐる。

(2) 皇中興債権の債権会（二十億九千九百元）これは、昭和二十
五年及び二十六年改定法において既に償還に充つたもので、昭和二十

十六年宛において目録を作成することになっている。

(3) 昭和二十六年宛における収金回収金（これは、引込の寺廻によつて大いに異なる。）

(4) 収金から支出した債権について日本銀行宛において生じた回収金（これも引込の寺廻によつて大いに異なる。）

これらの合計が七十六歳出になるまで、日本銀行宛は、目録を作成したければならぬ。但し、(1)(2)については、日本銀行宛宛で回収したものがあるときは、これらの合計を七十六歳出から控除した額だけを内めればよいことになっている。

三、 収金の利用態勢を現時的に把握するといふが、その損失まで

把握するの（第四十三歳）

又金は、見込（三十三歳）八百八十六歳円並みの野田屋をもつてゐるが、そのうち真に損失と見られるのは極めておづかであり、しかも寺廻の繰上り等の繰上りに際して、その計上もたえず変動してゐるので、幸に又金から損失のみを引き去るだけだと考えればよい。これは、また寺廻の言明によつて、大きくはなつてくるものと考へられる。

三、 復命から承認した新債は、日本郵船銀行の新勘定と分遷して別区分を設ける必要はない。

復命から承認した債権については生じた国債金は各事業年度の毎四半期末に日本郵船銀行に對する新資本金に加えられることになつてゐるので、日本郵船銀行の国債金のうち復命からの承認債権については生じたものか、日本郵船銀行の新貸付債権については生じたものかの区別をする必要はある。従つて、日本郵船銀行が復命の債権移譲を承認した後においては、日本郵船銀行の経理として両者を区分整理することは必要であらう。しかしながら、法律上、両者を区分整理して、例えば、復命からの承認債権債務を「旧勘定」あるいは「整理勘定」として日本郵船銀行の新債権債務と区分すべきことを命ずることは、次のような理由で適當ではないと考えられる。

(1) 日本郵船銀行は、復命から債権債務を承認した後においては、

これを新債権債務と一体として運営し、その間に差別を認めないことが、日復命からの借入金債務者に対する心理的影響の点で望ましい。すなわち、若し、かりに復命からの取巻債権を「整理勘定」にでも上げることになれば、借入人の返済意欲を毀滅すること恐しむるのがあるからである。

(2) 復命からの取巻資産と新資産とを区分して、両者を「整理勘定」あるいは「旧勘定」としてもその余額は、新勘定の九割程度にもなり、かつ、その整理にこれ十年を要するとすれば、両勘定を分けることは、極めて奇妙な情況を造する。

(3) 實際問題として、当初両勘定を分けても新勘定の貸出のうち若干部分は旧勘定の国債金として返済されてくるであらうし、又新旧両勘定が貸し付けている同一企業からの国債金を新旧勘定にどのように分けるか、不可分経費の負担割合をどうするかなどの新勘定問題があり、これを十年間も懸けることは實際的でない。

裏面白紙

(4) 新旧動差の分き、その差は、旧動差の損失が新動差に及ぶことを避けようとする主眼で出るものと考えらるるが、旧動差の損失はそれほど大きくはないと認めらるるばかりでなく、注の増減により訂正し得るものあり、これでも無念とするべからば、いまここで刊行したとき少々の損失を認めておき、以後の増減を減殺するの旨手方の返答を減殺するの旨、好ましくない。

復興金融公庫の資本金額推移状況

資本金額	変更年月日	法律番号
一〇〇億円	昭和二十一年三月二十五日	昭和二十一年法律第三四号
二五〇	昭和二十二年四月一日	昭和二十二年法律第二八号
五五〇	九 五	昭和二十二年法律第一〇号
七〇〇	二二 二 九	昭和二十二年法律第七号
九〇〇	四 一 二	昭和二十二年法律第二四号
一三三〇	七 一 二	昭和二十二年法律第一五〇号
一五五〇	一 二 二 八	昭和二十二年法律第二四七号
一、一五〇	二 五 三 三 一	昭和二十二年法律第七九号
一、〇八〇 <small>（百五十万円）</small>	九 三 〇	昭和二十二年法律第二三七号

裏面白紙

裏面白紙

復興金融全庫に対する政府出資金拂状況

拂込年度	拂込額	財源
昭和二十一年度	四〇〇〇〇〇〇〇千円	一般会計
同二十二年度	三〇〇〇〇〇〇〇	同
同二十三年度	一八〇〇〇〇〇〇〇	同
同二十四年度	三〇〇〇〇〇〇〇〇	同
同二十五年度	六二四六七〇〇〇〇	交付公債（見込資金による償還）
合計	一七〇四六七〇〇〇	

復金の減資推移

昭和二十三年度末における資本金額	一四五、〇〇〇圓
内 松込資本金	一一七、四六七
末松込資本金	二七、五三三
昭和二十四年度末における減資額	三〇、〇〇〇
内 松込資本金	五、〇〇〇
末松込資本金	二五、〇〇〇
昭和二十五年度初めにおける資本金額	一一五、〇〇〇
内 松込資本金	一一二、四六七
末松込資本金	二、五三三
船舶公園に対する債権の相殺減資額	六、九三七
昭和二十六年一月末における資本金額	一〇八、〇六三
内 松込資本金	一〇五、五三〇
末松込資本金	二、五三三
昭和二十五年末における減資予定額	一一、六〇〇
昭和二十五年末における資本金予定額	九五、四六三
内 松込資本金予定額	九二、九三〇
末松込資本金予定額	二、五三三

裏面白紙

昭和二十四年度復金債償還状況

月別	償還額	日銀保有分	その他保有分	備考
二五年四月	一、一六〇、〇〇〇千円	八一九、八〇〇千円	七八〇、二〇〇千円	
五月	七〇〇、〇〇〇	六〇五、二七〇	九四七、三〇〇	
六月	六、五〇〇、〇〇〇	五七三、六九〇	七六三、一〇〇	
七月	六、四〇〇、〇〇〇	四〇七、八四五	二三二、一五〇	
八月	三、九〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	一六九、九一〇	
九月	一、〇六〇、〇〇〇	六七、三三五	三八八、六五〇	
十月	八、四〇〇、〇〇〇	四七、八三五	三六、四八五	
十一月	一、〇六〇、〇〇〇	八五、五六八	二、四三二	
十二月	三、〇四九、八五〇	二二、二一九	八三、七二九	見返債金による償還
二五年一月	二、五五九、〇〇〇	〇	二、五五九、〇〇〇	
二月	六、六四四、二五〇	〇	六、六四四、二五〇	
三月	一、四三〇、〇〇〇	〇	一、四三〇、〇〇〇	
合計	一、〇九一、〇〇〇、〇〇〇	六、一〇六、六九五	四八〇、三三〇、二五〇	

裏面白紙

年度別業種別貸出回収表

業種別	業種別業種別															
	21年度		22年度		23年度		合計		24年度		25年度		合計		業種別	
	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収	貸出	回収
紙	1,579,277	21,601	25,249,555	5,016,577	32,610,729	4,003,222	6,047,251	9,264,491	29,305	12,581,771	20,650	1,122,170	53,955	16,503,761	60,532,519	23,752,550
繊維工業	42,312	490	1,001,721	44,728	4,350,155	12,126	5,022,500	1,664,719	2,121,440	437,793	1,580,474	2,102,226	370,258	1,058,339	5,622,912	1,220,814
金属工業	352,255	1,700	1,245,053	220,730	2,933,101	537,103	5,100,000	343,117	335,650	772,162	62,705	555,553	377,635	1,321,731	5,537,779	2,165,368
機械器具工業	22,602	5,393	2,105,006	152,679	4,350,670	1,066,717	7,342,121	711,211	1,012,892	1,166,300	1,050,222	637,639	1,157,910	1,806,669	2,500,035	2,102,850
化学工業	51,266	470	131,118	12,410	300,375	50,023	457,679	1,346,616	44,605	129,466	15,500	75,907	22,185	205,513	589,322	267,079
窯業	1,225,472	40,102	4,245,350	475,802	11,202,677	1,156,134	11,785,601	17,221,000	1,413,063	1,402,045	43,335	1,062,409	1,656,733	2,670,370	13,242,336	4,173,017
窯業	70,257	2,020	155,045	9,715	26,257	1,575	5,000	27,277	2,000	2,742	20,920	22,799	22,920	51,511	5,273	20,121
窯業	305,220	2,240	2,691,100	37,200	17,125,547	4,710	22,272,251	42,450	115,995	387,192	0	1,141,625	115,995	5,013,607	22,405,227	5,400,570
窯業	200	0	36,400	11,309	4,400	11,100	37,025	37,027	0	5,650	0	2,200	0	7,734	37,027	38,227
窯業	302,000	5,590	1,637,200	79,310	4,602	2,150	4,273	1,000,550	0	2,347	1,700	19,200	1,700	4,300	4,660	17,300
窯業	12,450	1,200	4,280	2,070	10,300	1,500	19,100	15,700	4,500	21,700	4,500	21,100	11,700	4,200	21,000	5,800
窯業	432,990	17,200	2,370,000	65,900	23,500	4,099	5,723,336	629,107	71,700	76,222	5,300	34,125	129,737	1,000,000	4,430,700	1,537,600
窯業	12,500	500	1,689,710	12,410	4,257,000	5,77,150	6,515,076	702,120	1,112,300	1,060,000	60,000	600,000	201,150	1,633,000	6,719,000	2,387,110
窯業	706,445	1,300	372,518	190,581	1,000,211	114,200	2,136,619	2,110,000	17,000	369,195	25,257	173,000	42,700	53,130	2,179,000	803,600
小計	4,770,000	100,100	41,250,000	5,500,000	30,117,000	4,170,000	20,690,000	40,907,000	3,000,000	22,911,000	570,000	6,400,000	4,000,000	29,000,000	127,000,000	40,700,000
小計	0	0	55,200,000	37,000,000	115,000,000	115,000,000	115,000,000	115,000,000	0	6,770,000	0	10,921,700	0	17,517,571	170,000,000	170,000,000
合計	4,770,000	100,100	41,250,000	5,500,000	30,117,000	4,170,000	20,690,000	40,907,000	3,000,000	22,911,000	570,000	6,400,000	4,000,000	29,000,000	127,000,000	40,700,000

注(1) 24年度の回収中、取引公差に3分の1の差引 累計 14,111,170千円 内訳 石炭炭 10,793,000千円 鉄鋼産 2,542,500千円 電機業 299,200千円

(2) 24年度の回収中、農林五公団の借入金割合は次の通り 累計 4,140,020千円 内訳 食料品産給公団 2,194,900 海産給公団 811,120 食糧給公団 800,000 飼料給公団 334,000

(3) 24年度の回収中、住宅借付の借入金による回収分は、499千円である。

(4) 23年度貸付金 1,960千円(内訳 機械70千円、海運50千円、水産1,840千円) は全庫勘定では3月末決算締め日に処理出来なかつたため24年度貸付金として処理した。

裏面白紙

二十六年二月末業種別残高表

業種別	件数	金額	件数	金額	件数	金額
鉄業	六三三	三三六二〇六九三	一一三	三〇〇四九九五	七三五	三七〇二五八七
(石炭)	三五〇	三一六五九三一八	二七	三八七三九五	三〇七	三〇五三三〇
鐵道工業	一五三	四二七七九六八	二五	一五四〇五	一五六三	四二九九三三七
金屬工業	一一一	二〇五八二八八	五九	一三六四八〇三	二七〇	三三三三三〇九
(製鉄)	三五	一六八八七〇四	二五	一〇五〇七九一	五八	二七三九四九五
機械器具工業	一〇〇	一六六八三三七	四二	四一七五二九九	二四三	五八四四五一二
窯業	一一九	二九二八五六	二八	二〇〇〇四	二四七	三二二八六〇
化学工業	六五	七九五五五九九	七	一三五二五五七	七三三	九二〇五九一六
(肥料)	八三	五〇三二八四七	一三	九八九一四二	九五	六〇二七六二九
電業	一七	一七四九三〇五八	二	一〇九三三	一九	一七五〇三九九〇
瓦斯業	一	三二〇			一	三二〇
水産業	九〇四	四三三三七四九	一九	三〇七四五	九二三	四三三八四九四
交通業	五四四	四三三九〇五五	四	一七七六八	五四八	四三三四六二三
(海運)	二五三	三六七五八九八		一三六八	二五五	三六七七二六六
其他	一三三	一三八三六五三	二一九	三七六五四〇	一三四六	一七六〇一九三
小計	六八三三	七七四三一五七一	九六一	一〇五六七六八七	七九六	八七九九九三五八
公団	二	六五六八八一			一	六五六八八一
合計	六八三五	七八〇八八四五三	九六一	一〇五六七六八七	七九九	八八六五六三三九

裏面白紙

25年度・業種別回収実績表

(単位千円)

業種別	25年第14期	25年第24期	25年第34期	26年12月	合計
鉱業	415,341	424,892	418,493	363,462	1,622,194
(内石灰)	(310,150)	(203,977)	(241,404)	(284,079)	(1,039,610)
繊維工業	137,043	125,178	129,987	122,138	614,346
金属工業	116,823	140,083	144,145	134,457	535,568
(内製鉄)	(77,407)	(107,216)	(88,843)	(116,467)	(389,908)
機械器具工業	174,445	142,895	196,768	127,731	639,239
窯業	23,323	22,425	17,296	6,263	75,407
化学工業	325,216	273,542	308,894	171,157	1,062,809
(内肥料)	(182,092)	(184,887)	(207,577)	(120,480)	(694,976)
製紙業	7,890	8,246	8,087	4,576	28,799
電気業	399,490	376,325	256,967	108,853	1,141,635
瓦葺業	540	620	848	300	2,308
土木建築業	2,954	6,777	4,990	4,707	19,428
製林業	6,032	6,119	6,814	2,222	21,187
水産業	68,682	120,541	75,070	77,432	341,725
交通業	157,425	199,314	151,406	131,878	639,023
(内船運)	(85,483)	(51,548)	(81,973)	(101,014)	(420,018)
その他	71,712	44,304	38,784	12,849	173,649
小計	1,896,976	1,897,261	1,877,149	1,314,031	6,925,417
公団	285,202	867,200	264,603	0	3,984,730
合計	4,750,000	2,764,461	2,031,662	1,314,031	10,910,147

(備考) 外に25年度第2・4期中に船越公団より5,937,000千円減資取扱としての回収あり

- DE -

裏面白紙

裏面白紙

5. 年度初以迄の郵政増収累計	一〇,九一〇,二四七	(船運) 運回六九三,七〇〇(を除外)
4. 支社系統内訳		
支社保証	五九〇,四一五	損失補償 一五二,八四〇
支社保証外	二,七四五	中小企業補償 一九六,二六〇
3. 普通郵便	二八九,二〇〇	
2. 有価証券内訳		
普通郵便	五,三七五,六九九	地方債 八七,八五
有価証券	八九六,九四九	国債(郵) 二〇,一一二,八
1. 郵便貯蓄	三九四,七三八	一般代埋 四八,二四〇,三三
中小企業代埋	八九六,九四九	積平債 九八,二六九

昭和二十五年貸予相貸借対照表

借方	
拂込未済資本金	二五三三〇〇〇
超過納付金	三三九七九二五
貸出金	八七七八四一三九
支拂承諾見込	五九五五一五
有価証券	七四九六一五三
予付金	五〇九六八
代理店基金	四八九七
動産不動産	二一七六一
仮拂金	一〇〇〇〇
減資引当金	九〇〇〇〇
国庫納付金	六一〇五〇〇〇
合計	一〇八〇八九三五八

貸方	
資本金	九五四六三〇〇〇
積立金	三七三〇〇〇〇
貸出受入金	四一二八四三
支拂承諾	五九五五一五
仮受金	二〇〇〇〇
純益金	七八六八〇〇〇
合計	一〇八〇八九三五八

(単位千円)

裏面白紙

裏面白紙

復興金融金庫昭和二十五年年度余裕金

(單位百円)

回收金関係		損益金関係	
前年度繰越受入	四、四三六	前年度繰越受入	六九三
回收金	一、一一五	事業収入	七七八八
小計	一、六五一	小計	八四六一
保証履行	九三九	諸経費	五九三
差引	一、五六二	差引	七八六八
國庫納付消額	一、六九〇	國庫納付消額	六一〇五
余裕金	二九三二	余裕金	一七六三
余裕金合計	四、六九五		

資金運用部資金法に關連する簡易保険郵便年金
積立金運用に關する決議

(二六三三三 議決
議決)

資金運用部資金法による簡易保険及び郵便年金積立金の統合運用は、
現下の経済事情に鑑み非常臨時の措置として止むを得ないものと認め
るが、是より近い将来において、郵政省にその運用権を移管し、兩
事業經營の一元化と資金の地方還元とに支障をからしめる必要がある。
この政府においては、以上の趣旨に基き、誠意をもつて善処する
とともに、運用権を郵政省に移管する以前においても、右の趣旨の實
現に努められんことを強く要望する。

右決議する。